

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物 処理施設整備事業 環境影響評価準備書

準備書の環境影響評価の内容（公開部後半）

令和8年4月13日 環境影響評価等技術審議会

富士・東部広域環境事務組合

説明内容

<事業者説明資料 3 >

4. 準備書の環境影響評価の内容（後半）

（3）環境影響評価の結果

8) 日照障害

15) 廃棄物・発生土

9) 陸上植物

16) 大気汚染物質・水質汚濁物質

10) 陸上動物

17) 温室効果ガス等

11) 水生生物

18) 地域交通

12) 生態系

13) 景観・風景

14) 人と自然との触れ合い活動の場

（4）複数案に関する総合評価

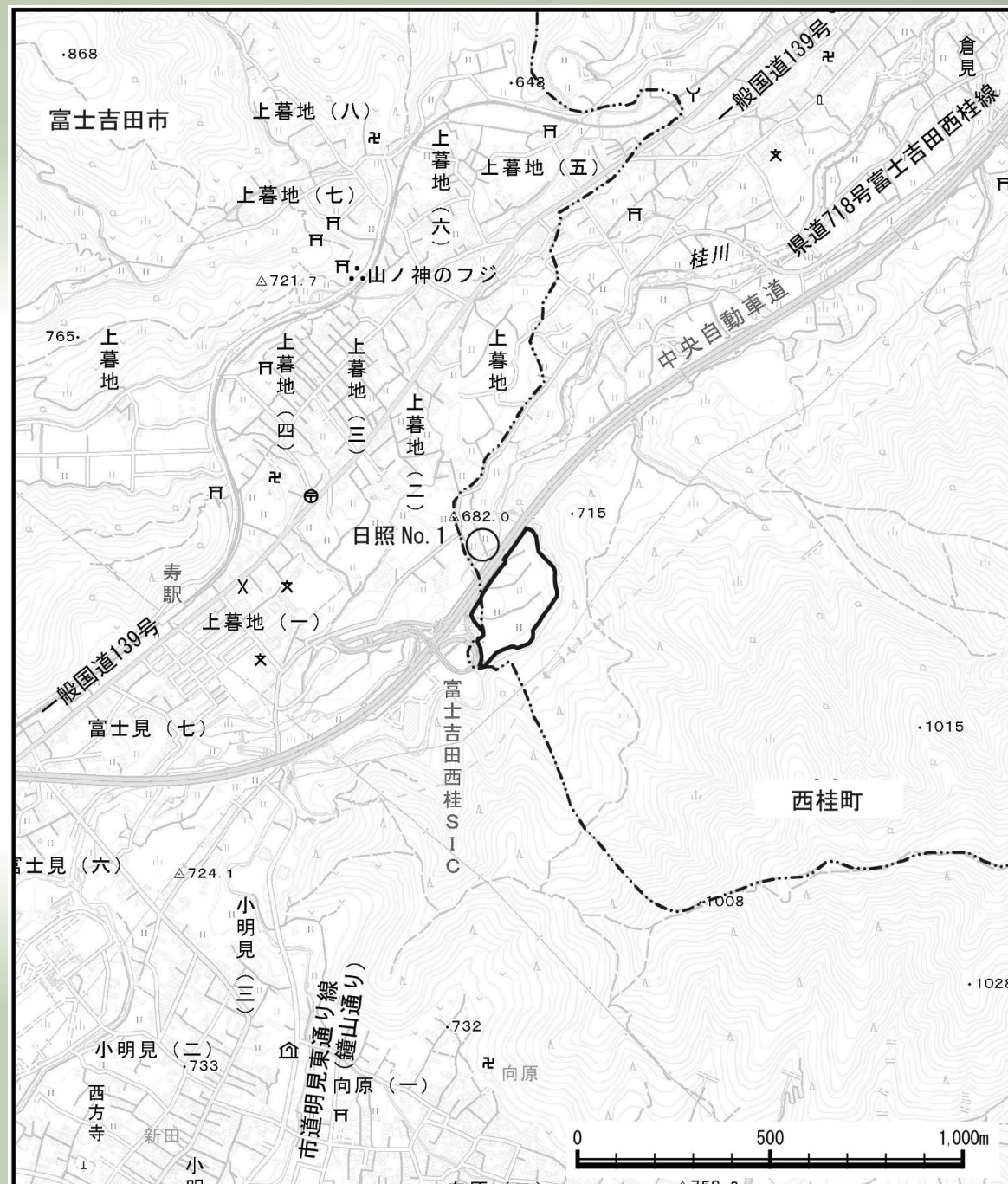
8) 日照障害 (準備書P665~P678)

日照障害の調査方法と調査地点

調査項目	調査地点・範囲	調査期間・時期
日影の状況	対象事業実施区域に接近する北側の1地点	冬至日に近い晴天日の1日

調査方法は、現地踏査による。

- 対象事業実施区域
- 日照障害調査地点 (天空写真)



日照阻害の調査地点選定理由

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
日照	日照No.1	対象事業実施区域の北側	対象事業実施区域に近接し、日影の影響が最大になると考えられる民家及び農地。

「複数案について環境影響評価」を行う項目（４）

修正箇所	方法書（修正前）	準備書（修正後）
<p>方法書 p229 ↓ 準備書 p239</p>	<p>表4.1-3(8) 環境影響評価項目：日照阻害 時期：存在・供用時 環境影響要因：施設の存在 選定：○ 選定理由： 対象事業実施区域の周辺は少ないながら農耕地として利用されている範囲があり、計画施設の出現により日照阻害の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>	<p>表7.1-3(8) 環境影響評価項目：日照阻害 時期：存在・供用時 環境影響要因：施設の存在 選定：○ 選定理由： 対象事業実施区域の周辺は少ないながら農耕地として利用されている範囲があり、計画施設の出現により日照阻害の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、計画施設の処理方式や煙突の高さ、位置等の仕様は、今後の事業者提案と事業者選定手続きにより決定されるため、現段階では選択の幅がある。 今後選択する仕様により環境影響に違いが生ずることが想定されることから、複数案について環境影響評価を行う。</p>

日照阻害の現地調査結果

調査時期	冬至日の1日（1回）
調査実施日	令和6年12月21日（土） 11:54
天 候	晴れ
撮影高さ	地上1.5m
撮影地点緯度	北緯35°30'35.7"（世界測地系） 東経138°50'3.7"

調査地点では、ほぼ全周に山地があり、南西側には民家の建物があります。このため、日の出及び日の入り時には周囲の山によって日照が遮られる時間帯があります。

東



南
天空写真（現況）

予測結果の例：日照阻害（時間別日影図、合棟の場合）



予測結果の例：日照阻害（等時間日影図、合棟の場合）



日照障害の環境保全上の目標

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
存在・ 供用時	施設の稼働	「高架橋等の設置に起因する日影により生ずる水稻減収の損害に係るてん補基準」（昭和61年3月25日 日本道路公団管道第41号）に準じて、「農地において、秋分の日 に午前6時から午後6時までの間に日影となる時間が3時間以内」とする。	建築基準法の日影規制が適用されないこと及び農地が周辺に存在することから、農地に係る基準を環境保全上の目標とすることは適切であると考えられる。

日照阻害の評価の結果

評価の結果		評価	環境保全
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】</p> <p>煙突を100mとした場合は、周辺の農地に煙突の影がかかりますが、短時間です。</p> <p>秋分の日に3時間以上の影が生じる範囲は敷地内に限られ、農地に達しないため、周辺の農地への影響はありません。</p>	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突位置の配慮 (煙突をできる限り東側に配置)

9) 陸上植物

(陸上植物：準備書P679～P718)

陸上植物の調査方法と調査範囲

調査項目	調査期間・時期
陸上植物（植物相、植生）	植物相 4季に各1回 植生 2季に各1回


調査実施年の生物季節を考慮して調査実施日を設定しました。


早春季：春植物が出そろって、確認しやすい時期

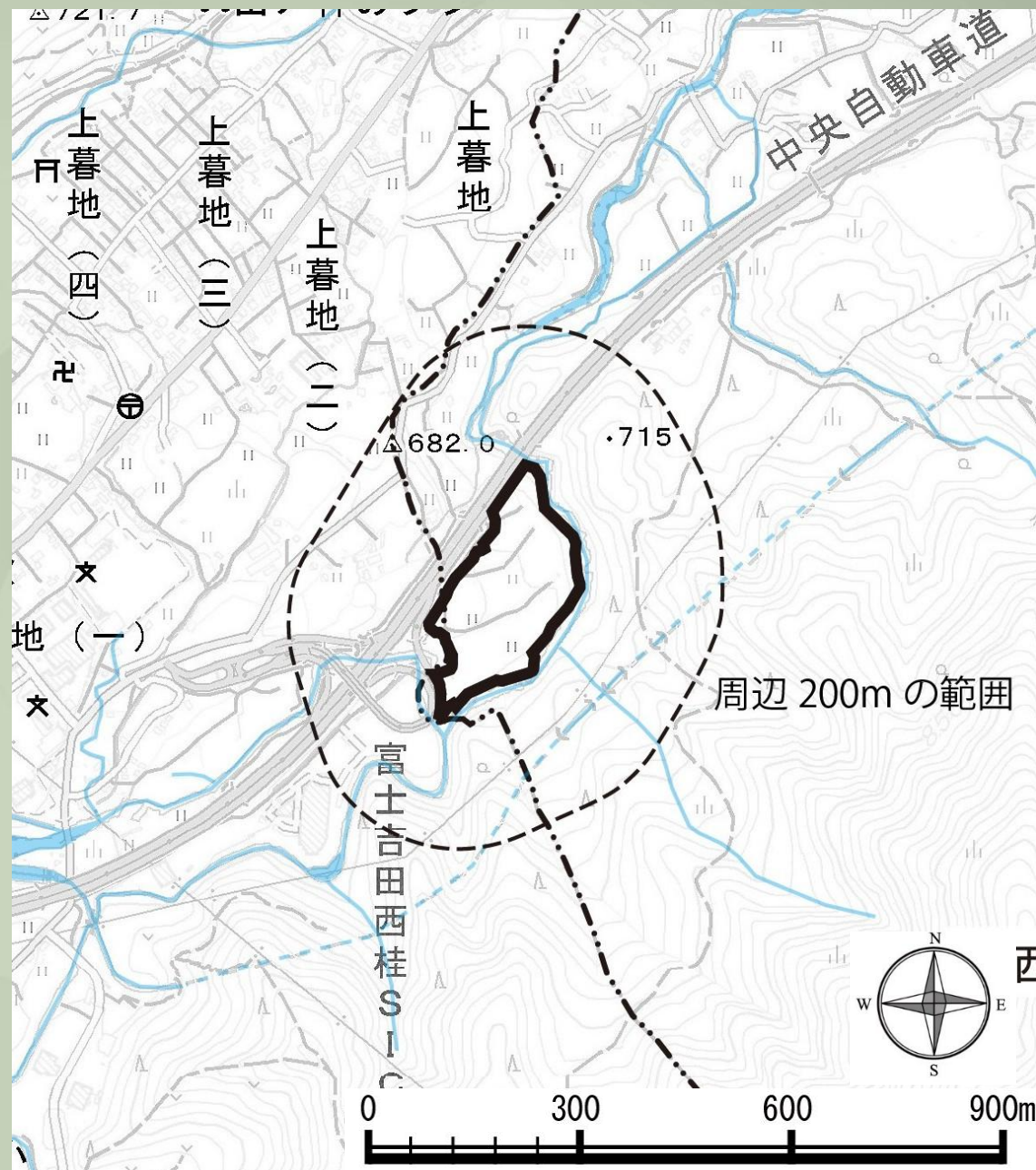
春季：春季の植物が概ね生長した田植え後の時期

夏季：盛夏の時期

秋季：秋の植物が出そろった、稲刈り前の時期

 対象事業実施区域

 陸上植物



陸上植物の調査方法

- ・ 調査地域の範囲を対象に、樹林、草地等の多様な環境を網羅するように設定した調査ルートを踏査。
- ・ ブラウン–ブランケの植物社会学的手法
- ・ 植物社会学的手法により、コドラート内に生育する植物の被度・群度を記録

陸上植物の現地調査結果の概要

分類群別確認種数

分類		対象事業実施区域内				対象事業実施区域外				全体			
		目数	科数	属数	種数	目数	科数	属数	種数	目数	科数	属数	種数
ヒカゲノカズラ類		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2
大葉シダ植物		6	16	20	48	5	14	26	44	6	15	30	47
裸子植物		2	3	4	9	2	3	8	8	4	5	9	11
被子植物	基部被子植物	5	5	4	9	5	5	5	9	4	4	5	8
	単子葉類	8	22	54	144	6	20	73	119	8	22	81	144
	真正双子葉類	31	79	156	358	30	76	219	332	30	79	222	358
計		52	126	239	570	49	119	332	513	52	126	348	570

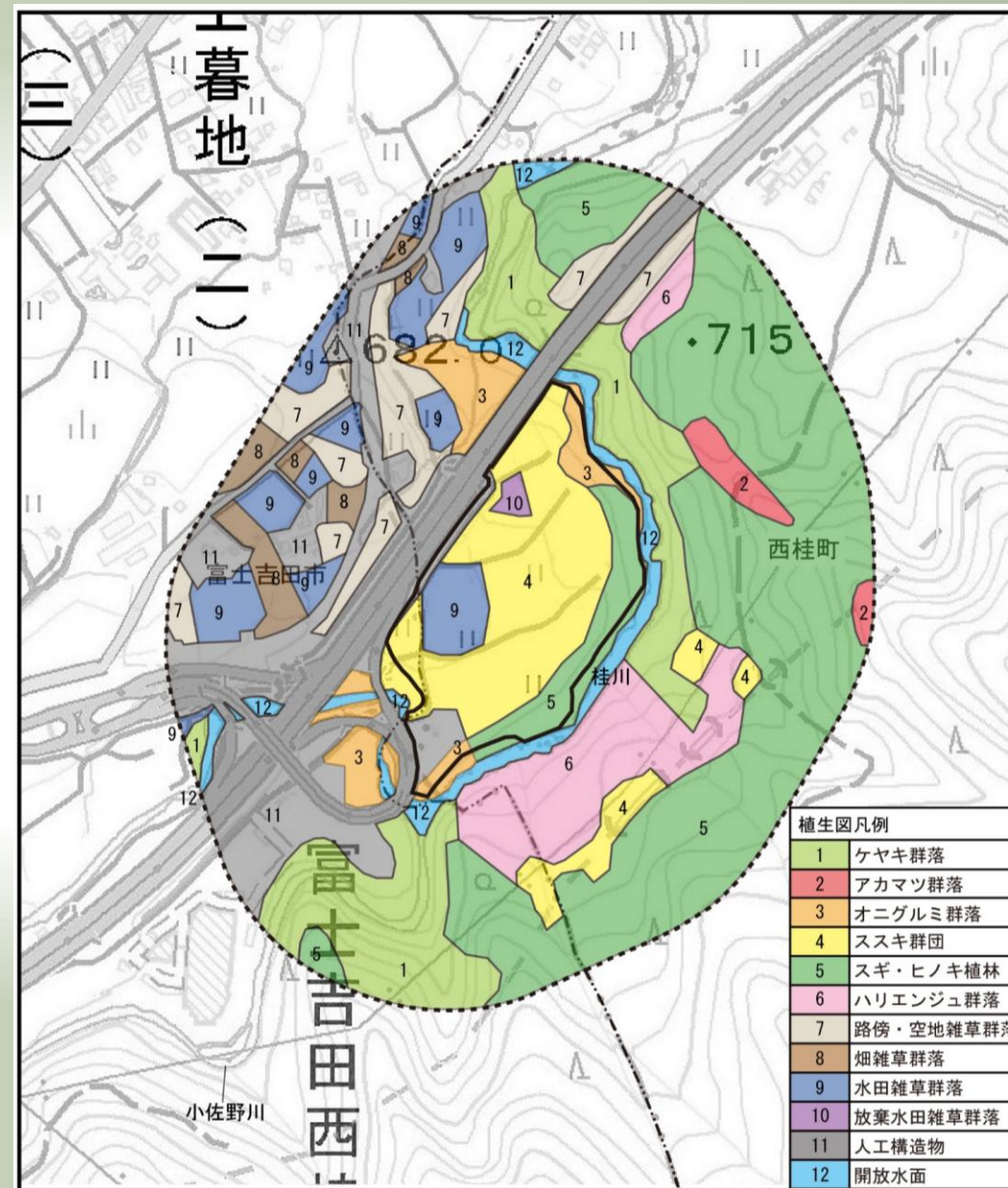
陸上植物の現地調査結果

現存植生図

植生図凡例	
1	ケヤキ群落
2	アカマツ群落
3	オニグルミ群落
4	ススキ群団
5	スギ・ヒノキ植林
6	ハリエンジュ群落
7	路傍・空地雑草群落
8	畑雑草群落
9	水田雑草群落
10	放棄水田雑草群落
11	人工構造物
12	開放水面

対象事業実施区域
 市町境

調査範囲（約 200 mの範囲）



植生図凡例	
1	ケヤキ群落
2	アカマツ群落
3	オニグルミ群落
4	ススキ群団
5	スギ・ヒノキ植林
6	ハリエンジュ群落
7	路傍・空地雑草群落
8	畑雑草群落
9	水田雑草群落
10	放棄水田雑草群落
11	人工構造物
12	開放水面

10) 陸上動物

(陸上動物：準備書P719～P814)

陸上動物の調査方法と調査範囲

調査項目	調査期間・時期
陸上動物 (哺乳類、鳥類、猛禽類、両生類・爬虫類、昆虫類、陸産貝類)	各動物相の把握に適切な時期 (猛禽類は2繁殖期)

調査実施年の生物季節を考慮して調査実施日を設定しました。

早春季：春植物が繁茂し、早春の両生類の産卵後の時期

春季：田植え後で水田に水がある時期

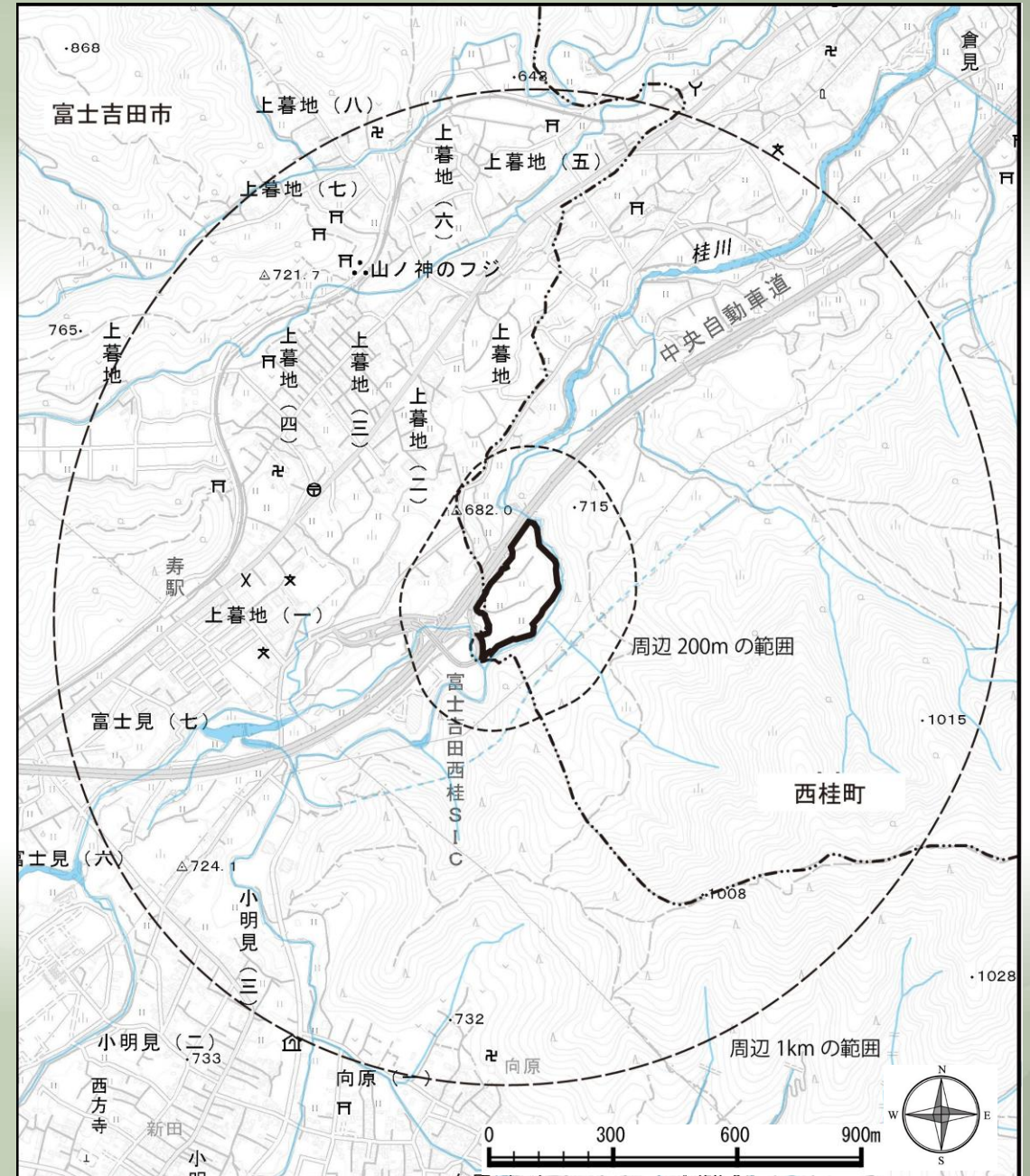
初夏期：特に小鳥類の繁殖の最盛期

夏季：盛夏の時期

秋季：秋の植物が出そろった、稲刈り前の時期

冬季：昆虫類が越冬中の時期

対象事業実施区域
 陸上動物
 猛禽類



陸上動物の調査方法

- 哺乳類：任意観察法、フィールドサイン法、自動撮影調査、トラップ調査、コウモリ類調査
- 一般鳥類：任意観察法夜間調査法、ラインセンサス法、定点観察法
- 猛禽類：定点調査（営巣場所調査）、林内踏査（営巣木・繁殖状況）
- 両生類、爬虫類：直接観察法任意採集法
- 昆虫類：直接観察法任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法
- 陸産貝類：任意採集法

陸上動物の調査地点選定理由（1）

・哺乳類

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
トラップ調査 自動撮影調査	哺乳類No.1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、代表的な環境として耕作地植生（ススキ群団を含む）から2地点、河畔及び河畔林から1地点、スギ・ヒノキ植林から1地点、落葉広葉樹林から1地点を設定した。
	哺乳類No.2	水田・放棄水田（湿地）	
	哺乳類No.3	河畔・河畔林	
	哺乳類No.4	スギ・ヒノキ植林	
	哺乳類No.5	低木群落	

・一般鳥類

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
ライン センサス法	鳥類R1	水田、放棄水田、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、鳥類（一般鳥類）の状況を適切に把握できるルートとした。
	鳥類R2	水田、放棄水田、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、河畔	
	鳥類R3	スギ・ヒノキ植林、落葉広葉樹林、草地、水路	
定点観察法	鳥類P1	水田、放棄水田、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林	対象事業実施区域及びその周辺の環境や眺望の状況を踏まえ、代表的な環境として水田・放棄水田から2地点、林地及び草地から1地点を設定した。
	鳥類P2	水田、放棄水田、落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林、河畔	
	鳥類P3	スギ・ヒノキ植林、落葉広葉樹林、草地、水路	

陸上動物の調査地点選定理由（２）

・猛禽類

調査方法	調査地点	選定理由
定点観察法	猛禽類St.1	対象事業実施区域上空と東側の山地斜面及び稜線上を広く見渡すことができる地点として設定した。
	猛禽類St.3	対象事業実施区域近くの行動及び西側の行動が把握できる地点として設定した。
	猛禽類St.7	対象事業実施区域から北東側への調査対象種の行動がみられたため、繁殖行動の有無の確認のために設定した。
	猛禽類移動1	対象事業実施区域からは尾根向こうになる南側での猛禽類の出現状況が把握できる地点として、臨時に設定した。
	猛禽類移動2	対象事業実施区域南側での出現頻度が少なかったため、猛禽類St.2、St.4、St.5、St.6は用いず、移動定点での調査とした。

陸上動物の調査地点選定理由（3）

・昆虫類

調査方法	調査地点	環境の概況	選定理由
ベイトトラップ	昆虫類No.1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、代表的な環境として水田・放棄水田、草地環境から3地点、河畔・河畔林から1地点、樹林環境（草地を含む）から2地点を設定した。
	昆虫類No.2	水田・放棄水田	
	昆虫類No.3	河畔・河畔林	
	昆虫類No.4	水田、草地	
	昆虫類No.5	スギ・ヒノキ植林	
	昆虫類No.6	低木林、スギ・ヒノキ植林、落葉広葉樹林、草地	
ライトトラップ	昆虫類No.1	水田・放棄水田	対象事業実施区域及びその周辺の環境を踏まえ、代表的な環境として水田・放棄水田、草地環境、河畔・河畔林、樹林環境（草地を含む）からそれぞれ1地点を設定した。
	昆虫類No.4	水田、草地	
	昆虫類No.6	低木林、スギ・ヒノキ植林、落葉広葉樹林、草地	

陸上動物の現地調査結果の概要

調査項目	調査結果	確認種の例
哺乳類	5目12科15種	ニホンリス、アカネズミ、カヤネズミ、タヌキ、アカギツネ、ツキノワグマ、ニホンテン、イノシシ、ニホンジカなど
鳥類	13目36科72種	マガモ、キジ、アオバト、カワウ、アオサギ、フクロウ、ヤマセミ、アカゲラ、サンショウクイ、サンコウチョウ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、ツグミ、キビタキ、カワガラス、スズメ、キセキレイ、カワラヒワ、ホオジロなど
猛禽類	2目3科9種	ハチクマ、クマタカ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサなど
両生類	1目4科6種	アズマヒキガエル、ヒガシニホンアマガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエルなど
爬虫類	2目4科7種	クサガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、シマヘビなど
昆虫類	20目192科853種	ホソミオツネトンボ、エンマコオロギ、トビイロウンカ、オオムラサキ、シオヤアブ、マルガタゴミムシ、ヘイケボタル、オオセイボウキバネツノトンボなど
陸産貝類	1綱3目15科38種	ヤマトゴマガイ、オカチョウジガイ、ナガオカモノアラガイ、スルガギセル、ビロウドマイマイなど

11) 水生生物

(水生生物：準備書P815～P850)

水生生物の調査方法と調査地点

調査項目	調査期間・時期
水生生物 (魚類、底生生物、淡水産貝類、水生植物)	各動物相・植物相の把握 に適切な時期

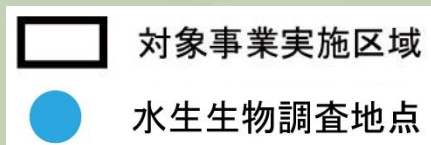
調査実施年の生物季節を考慮して調査実施日を設定しました。

春 季：陸上植物の早春季に該当する時期

初夏期：田植え後で水田に水がある時期

夏 季：盛夏の時期

秋 季：稲刈り前の時期



水生生物の調査方法

- 水生植物：任意観察法
- 付着藻類付着藻類：コドラート法
- 魚類：任意採集法
- 底生動物（水生昆虫、淡水産貝類を含む）：定量採集法、定性採集法

水生生物の調査地点選定理由

調査方法	調査地点	河川等	選定理由
コドラート法 任意採集法 定量採集法 定性採集法	水生生物No.1	対象事業実施区域の上流側の河川（小佐野川）	水生生物No.1～水生生物No.3の調査地点は、水質汚濁の調査地点と同一地点とした。
	水生生物No.2	対象事業実施区域の上流側の河川（桂川）	なお、水生生物No.1は、対象事業実施区域の周辺約200mの範囲内の上流側河川に、水生生物の調査に適した早瀬、平瀬、淵が混在する地点が確認できなかったため、可能な限り対象事業実施区域に近い地点とした。
	水生生物No.3	対象事業実施区域の下流側の河川（桂川）	
	水生生物No.4	対象事業実施区域内の湿地	
	水生生物No.5	対象事業実施区域北西側の浅間神社の湧水	水生生物No.5の調査地点は、地下水No.5の調査地点と同一地点とした。 山梨県の代表的な湧水として広く知られている場所である。富士山から流下する地下水の下流側と想定される。なお、水域が狭く定量調査による生息場所への影響が大きくなるため、定性調査のみ実施する。

注) 小沼湧水（地下水No.4）は開水面がほとんどないため、水生生物の調査地点として選定しなかった。

「水生生物」の環境影響評価項目の変更（除外部分）

修正箇所	方法書（修正前）	準備書（修正後）
<p>方法書 p231 ↓ 準備書 p241</p>	<p>表4.1-3(10) 環境影響評価項目：植物・動物 水生生物 時期：存在・供用時 環境影響要因：施設の存在 選定：△ 選定理由： 計画施設では、プラント排水は施設内で再利用し、公共用水域に排出しないが、生活排水は合併処理浄化槽で浄化処理を行った後に隣接する桂川に排出する計画である。 河川への排水は浄化処理後の排水であり、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低いことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、施設の存在が水生生物に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。</p>	<p>表7.1-3(10) 環境影響評価項目：植物・動物 水生生物 時期：存在・供用時 環境影響要因：施設の存在 選定：× 非選定理由： 施設の存在に伴う雨水排水により、対象事業実施区域周辺の水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低いため、環境影響評価項目として選定しない。</p>

「水生生物」の環境影響評価項目の変更（環境影響要因の変更等）

修正箇所	方法書（修正前）	準備書（修正後）
<p>方法書 p231 ↓ 準備書 p241</p>	<p>表4.1-3(10) 環境影響評価項目：植物・動物 水生生物 時期：存在・供用時 環境影響要因：施設の存在 選定：△ 選定理由： 計画施設では、プラント排水は施設内で再利用し、公共用水域に排出しないが、生活排水は合併処理浄化槽で浄化処理を行った後に隣接する桂川に排出する計画である。 河川への排水は浄化処理後の排水であり、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低いことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 なお、施設の存在が水生生物に及ぼす影響を予測する標準的なマニュアル等はない。</p>	<p>表7.1-3(10) 環境影響評価項目：植物・動物 水生生物 時期：存在・供用時 環境影響要因：施設の稼働 選定：△ 選定理由： 計画施設では、プラント排水は施設内で再利用し、公共用水域に排出しないが、生活排水は合併浄化槽で処理を行った後に隣接する桂川に排出する計画である。 河川への排水は浄化処理後の排水であり、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性は低い。 また、計画施設では地下水を取水してプラント用水及び生活用水として利用する計画である。 取水予定の地下水は豊富であり、水生生物の生息環境である湧水の枯渇等の影響が生じる可能性は低い。 これらのことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>

水生生物の現地調査結果の概要

調査項目	調査結果	確認種の例
水生植物	1門1綱2目2科2種	バイカモ、セリ
鳥類	5門5綱13目24科91種	藍藻類、紅藻類、珪藻類、ミドリムシ藻類、緑藻類
魚類	3目4科4種	アブラハヤ、ニジマス、ブルーギル、カジカ
底生動物	5門7綱19目65科127種	ヒメヒラタカゲロウ属、アシマダラブユ属、キタマルヒメドロムシ属、シロハラコカゲロウ、ヨシノコカゲロウ、エリユスリカ属、ミズムシなど

植物、動物、水生生物の環境保全措置の内容

項目	内容
創出しようとする環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水深の浅い泥底の湿地環境が通年保たれること。 ・ 浅い止水域と、それに続くエコトーンが形成されること。 ・ 地下水等の水源を確保すること。 ・ ある程度の環境攪乱があるよう、水位の変動がある構造とすること。 ・ 湿地の周囲にススキ等の高茎草本の草地が配置されていること。 ・ 類似の環境に生育・生息する動植物の生育・生息を許容する管理を行うこと。 ・ 整備可能な範囲内で広い面積（200m²、周辺の草地を含む）とすること。
対象種	陸上植物：ヘラオモダカ、スジヌマハリイ、タウコギ 陸上動物：カヤネズミ、モートンイトトンボ、コオイムシ、コガムシ 水生生物：ヒラマキミズマイマイ、コオイムシ、シマゲンゴロウ
環境保全措置の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全対象種の生育・生息が確認され、維持されることを目指す。 ・ 保全対象種以外の湿地性の植物、動物によって、湿地の生物群集が維持されることを目指す。

12) 生態系

(生態系：準備書P851～P896)

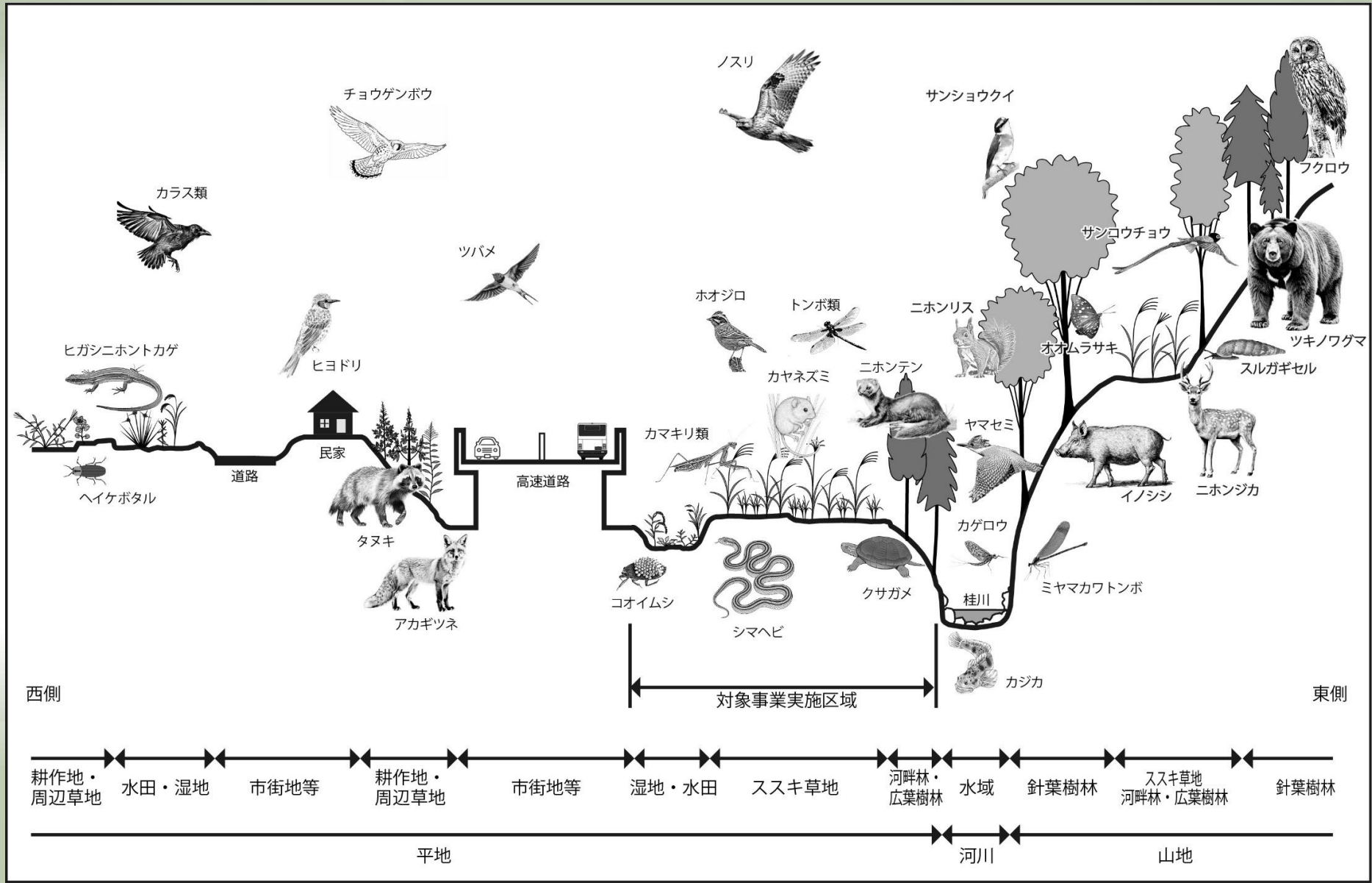
調査地点等については、「陸上植物」、「陸上動物」、「水生生物」と同じです。

生態系の現地調査結果

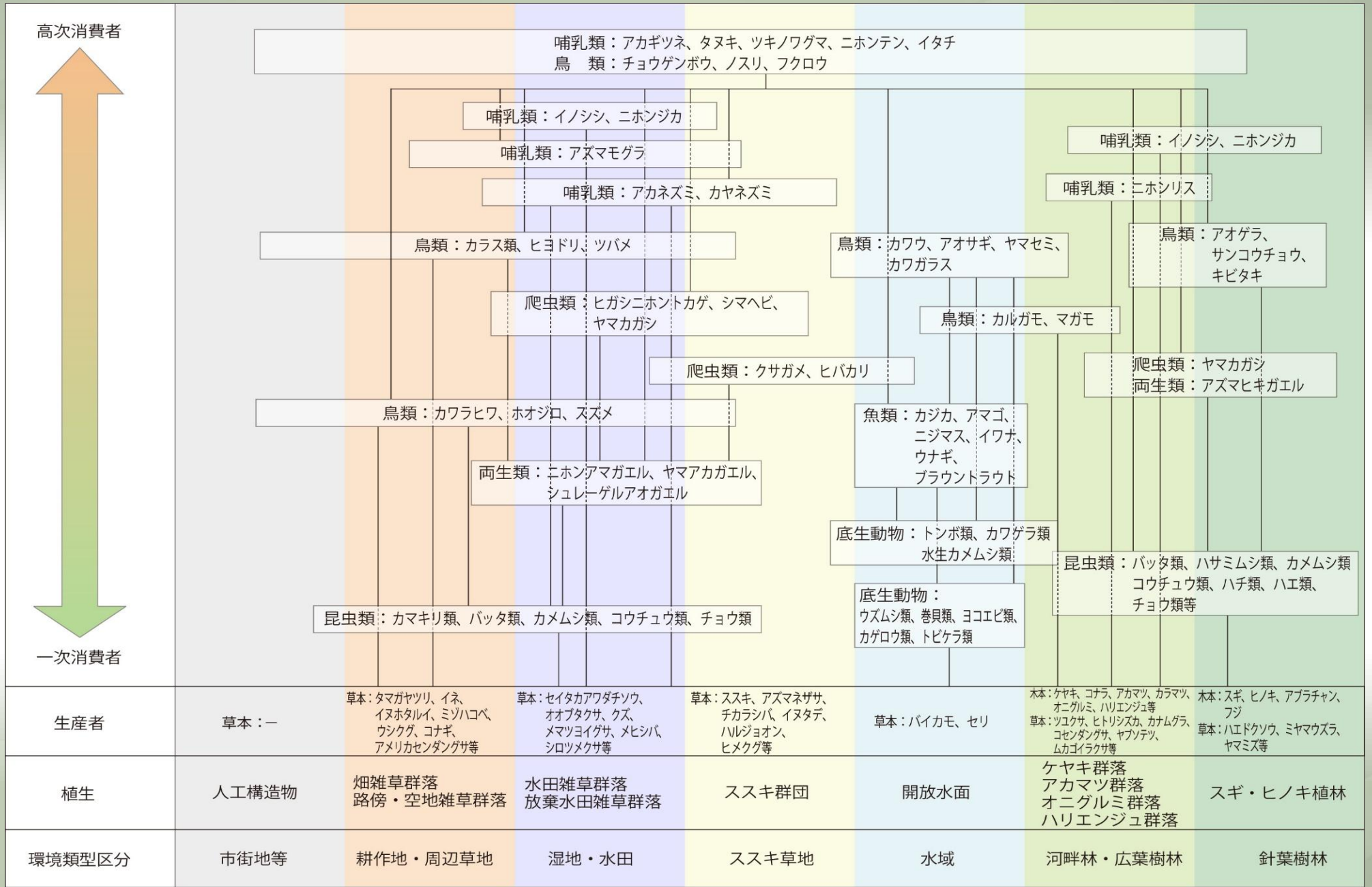
生物相	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	陸産貝類	魚類	底生動物
既存調査	1,240種	46種	191種	14種	15種	473種	9種	40種	21種
現地調査	570種	15種	72種	7種	6種	853種	38種	4種	127種

環境類型区分	植物群落区分・土地利用	地形・地質	水象
ススキ草地	ススキ群団	桧丸尾溶岩流 砂礫台地	農業用水路
耕作地・周辺草地	畑雑草群落、水田雑草群落	桧丸尾溶岩流 砂礫台地	農業用水路
湿地・水田	水田雑草群落、放棄水田雑草群落	桧丸尾溶岩流 砂礫台地	農業用水路
河畔林・広葉樹林	ケヤキ群落、オニグルミ群落、 ハリエンジュ群落	付加体 (安山岩・玄武岩質安山岩) 山地斜面	桂川
針葉樹林	アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林	付加体 (安山岩・玄武岩質安山岩) 山地斜面	—
水域	解放水面	—	桂川
市街地等	路傍・空地雑草群落、人工構造物	桧丸尾溶岩流 砂礫台地	—

生態系 模式図



食物連鎖図



上位性の注目種候補の概要

注目種候補		抽出理由
アカギツネ	哺乳類	生態系の上位に位置し、行動圏は広く、対象事業実施区域は行動圏に含まれている。 ネズミ類、鳥類、昆虫類等の小動物のほか、果実を採食する高次消費者である。
クマタカ	鳥類	生態系の上位に位置し、広域な行動圏を持ち、対象事業実施区域は行動圏に含まれている可能性がある。 ノウサギ、キジ類、ヘビ類を中心に、リスやネズミ類、キジバト等多様な食性を持つ高次消費者である。
ノスリ	鳥類	生態系の上位に位置し、広域な行動圏を持ち、対象事業実施区域周辺は行動圏に含まれている。 主にネズミ、モグラなどの小型哺乳類やキジバトやカエル、トカゲ、ヘビ等を捕食する高次消費者である。
チョウゲンボウ	鳥類	生態系の上位に位置し、対象事業実施区域は行動圏に含まれている。 小型鳥類やネズミ類、カエル、昆虫類等の小動物を捕食する高次消費者である。
フクロウ	鳥類	生態系の上位に位置し、ネズミ類等の小型哺乳類を中心に、鳥類も捕食する高次消費者である。

上位性の注目種選定結果

対象種	選定の観点				選定結果
	栄養段階	指標性	対象事業実施区域との関連性	情報の量	
アカギツネ	○	×	○	△	—
クマタカ	○	×	△	○	—
ノスリ	○	△	△	○	—
フクロウ	○	△	○	△	—
チョウゲンボウ	○	○	○	○	◎

注) ○：該当する、△：一部該当する、×：該当しない、◎：選定、—：選定なし

典型性の注目種候補の概要

注目種候補		抽出理由
アカネズミ	哺乳類	対象事業実施区域及びその周辺の樹林や草地等に生息している。食性は雑食であり、植物では果実（ドングリ、クルミを含む）、種子、木の根等を、動物では昆虫類の幼虫等を採食する。
タヌキ	哺乳類	対象事業実施区域及びその周辺の樹林や草地等に生息している。食性は雑食であり、植物では葉や芽、カキなどの果実、ドングリ等を、動物ではネズミ類、カエル、昆虫類、ミミズ、甲殻類等を採食する。
カワラヒワ	鳥類	対象事業実施区域及びその周辺の樹林や草地、市街地等に広く生息している。食性は植物食であり、キク科、イネ科、タデ科、マメ科などの種子を食べる穀食性である。
ホオジロ	鳥類	対象事業実施区域及びその周辺の樹林や草地等に広く生息している。食性は植物が多い雑食であり、イネ科、カヤツリグサ科、タデ科、キク科、マメ科などの種子が多い。

典型性の注目種選定結果

対象種	選定の観点				選定結果
	物質循環上の重要性	生態遷移、多様性の指標性	対象事業実施区域との関連性	情報の量	
アカネズミ	○	○	○	○	◎
タヌキ	○	○	○	△	—
カワラヒワ	○	△	△	△	—
ホオジロ	○	○	○	△	—

注) ○ : 該当する、△ : 一部該当する、× : 該当しない、◎ : 選定、— : 選定なし

生態系の予測結果

(ア) 直接的改変を受ける区域及び動植物の生育・生息環境の変化が及ぶと考えられる区域

ア) 直接的改変を受ける区域

直接的改変を受ける区域は、造成工事等により改変を受ける区域である。

直接的改変により、施設存在時の対象事業実施区域内に分布するオニグルミ群落、ススキ群
団、スギ・ヒノキ植林、水田雑草群落、放棄水田雑草群落の計3.22haが消失する。

イ) 動植物の生育・生息環境の変化が及ぶと考えられる区域

環境配慮事項として、桂川沿いの森林を残置する計画であるため、動植物の生育・生息環境の
変化が及ぶと考えられる区域は、直接的改変を受ける区域と同じであると考えられる。

(イ) 上位性の注目種 (チョウゲンボウ)

時期	影響の種類	予測結果
工事中 存在・ 供用時	植生 植物相、生産者	直接改変により植生の一部が消失するが、チョウゲンボウを介した対象事業実施区域周辺の植生、植物相や生産者への影響は想定されず、ないと考えられる。
	昆虫類	直接改変により消失する植生に生息している昆虫類（セミ類、バッタ類、カマキリ類、トンボ類等）の生息場所が失われることにより、チョウゲンボウの狩場が減少する。そのため、周辺地域の昆虫類へのチョウゲンボウの捕食圧が高まる可能性があるが、個体数の減少により捕獲の難易度が上がるため、地域の個体群が失われる可能性が小さく、影響は小さいと考えられる。
	両生類 爬虫類	直接改変により消失する植生に生息している両生類（ヤマアカガエル等）、爬虫類（ヒガシニホントカゲ等）の生息場所が失われることにより、チョウゲンボウの狩場が減少する。そのため、周辺地域の両生類、爬虫類へのチョウゲンボウの捕食圧が高まる可能性があるが、個体数の減少により捕獲の難易度が上がるため、地域の個体群が失われる可能性が小さく、影響は小さいと考えられる。
	鳥類	直接改変により昆虫類、両生類、爬虫類の生息場所の一部が失われるため、消失する小鳥類への捕食圧が高まる可能性はあるが、対象事業実施区域内の植生に依存する小鳥類（ホオジロ、カワラヒワ、スズメ等）の生息数も減ると考えられるため、チョウゲンボウを介した影響は小さいと考えられる。
	哺乳類	直接改変により消失する植生に生息している小型哺乳類（アカネズミ、カヤネズミ、ヒミズ等）の生息場所の一部が失われることにより、チョウゲンボウの狩場が減少する。そのため、周辺地域の耕作地に生息する小型哺乳類へのチョウゲンボウの捕食圧が高まる可能性があるが、個体数の減少により捕獲の難易度が上がるため、地域の個体群が失われる可能性が小さく、影響は小さいと考えられる。
	水生生物	チョウゲンボウを介した水生生物への影響はないと考えられる。

(ウ) 典型性の注目種（アカネズミ）

時期	影響の種類	予測結果
工事中 存在・ 供用時	植生 植物相、生産者	直接改変により植生の一部が消失し、アカネズミが周辺地域に逃避するため、一時的に周辺地域の植物に対する採食圧が高まる可能性があるが、長期的には個体数が減少し、アカネズミを介した植生、植物相や生産者への影響は小さいと考えられる。
	昆虫類	直接改変により植生の一部が消失し、アカネズミが周辺地域に逃避するため、一時的に周辺地域の昆虫類に対する採食圧が高まる可能性があるが、長期的には個体数が減少し、アカネズミを介した植生、植物相、生産者、昆虫類への影響は小さいと考えられる。
	両生類 爬虫類	直接改変により植生の一部が消失し、アカネズミが周辺地域に逃避するため、一時的に周辺地域の昆虫類に対する採食圧が高まり、昆虫類を餌としている両生類（ヤマアカガエル、モリアオガエル等）、爬虫類（ヒガシニホントカゲ）との餌資源を巡る競合が起こる可能性があるが、長期的には個体数が減少し、アカネズミを介した植生、植物相、生産者、昆虫類への影響は小さいと考えられる。
	鳥類	直接改変によりアカネズミの生息場所の一部が失われるため、アカネズミを餌とする鳥類（チョウゲンボウ、ノスリ等）の狩場が減少すると考えられる。そのため、周辺地域の耕作地に生息する小型哺乳類（アカネズミ、カヤネズミ、ヒミズ等）への捕食圧が高まる可能性があるが、アカネズミを餌とする鳥類の狩場は周辺に広く分布すると考えられるため、影響は小さいと考えられる。
	哺乳類	直接改変によりアカネズミの生息場所の一部が失われるため、アカネズミを餌とする哺乳類（アカギツネ、タヌキ、ニホンテン等）の狩場が減少すると考えられる。そのため、周辺地域の耕作地に生息する小型哺乳類（アカネズミ、カヤネズミ、ヒミズ等）への捕食圧が高まる可能性があるが、アカネズミを餌とする哺乳類の狩場は周辺に広く分布すると考えられるため、影響は小さいと考えられる。
	水生生物	アカネズミを介した水生生物への影響はないと考えられる。

生態系の環境保全上の目標

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
工事中	造成等の施工	「地域を特徴づける生態系の構成員や食物連鎖の状況に変化を及ぼさないこと」とする。	実行可能な範囲で代償措置を講じることにより、生態系の構成員や、食物連鎖のルートに影響を及ぼさないことを環境保全上の目標とすることは適切であると考えられる。
存在・供用時	施設の存在		

生態系の環境保全措置

対象	環境保全措置の区分	措置の内容	効果
草地環境	回避	対象事業実施区域内の施設建設の造成は必須であり、回避は不可能である。	-
	最小化	環境配慮事項として行う森林の残置以外に現在の植生を残置する余地はなく、環境配慮事項以上の最小化は不可能である。	-
	代償	<p>ススキ草地に代表される草地を対象事業実施区域内に創出し、チョウゲンボウの餌となる小動物や、アカネズミ等の生息場所となるよう、草地環境の維持管理を行う。</p> <p>先行事例を参考にしつつ、専門家の助言を得ながら代償措置を実施する。</p> <p>なお、陸上植物及び陸上動物の代償措置として創出する湿地環境と連続したエコトーンとして整備する。</p>	<p>従来の対象事業実施区域内の草地環境及びそれを構成する植物、動物が失われるが、対象事業実施区域内に生育環境を創出し、草地環境を確保できる。</p> <p>創出した草地環境への小動物やアカネズミの定着については不確実性がある。</p>

生態系の評価の結果

評価の結果		評価	環境保全
存在・供用時 工事期間中	<p>【造成等の施工、施設の存在による影響】</p> <p>生態系の上位種であるチョウゲンボウと、里地・里山の生態系の構成員として典型的な種であるアカネズミを取り上げ、地域を特徴づける生態系への影響を検討した結果、生態系の構成員や食物連鎖の状況には変化はないと判断されました。</p>	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音・低振動機器の導入 ・ 運転者への注意喚起 ・ 濁水の処理（洪水調整池の設置） ・ 森林の残置 ・ 郷土種を用いた緑化 など <p>【環境保全措置（代償）】</p> <p>敷地内に生育環境を創出し、対象種の生息を確保します。</p>



チョウゲンボウ

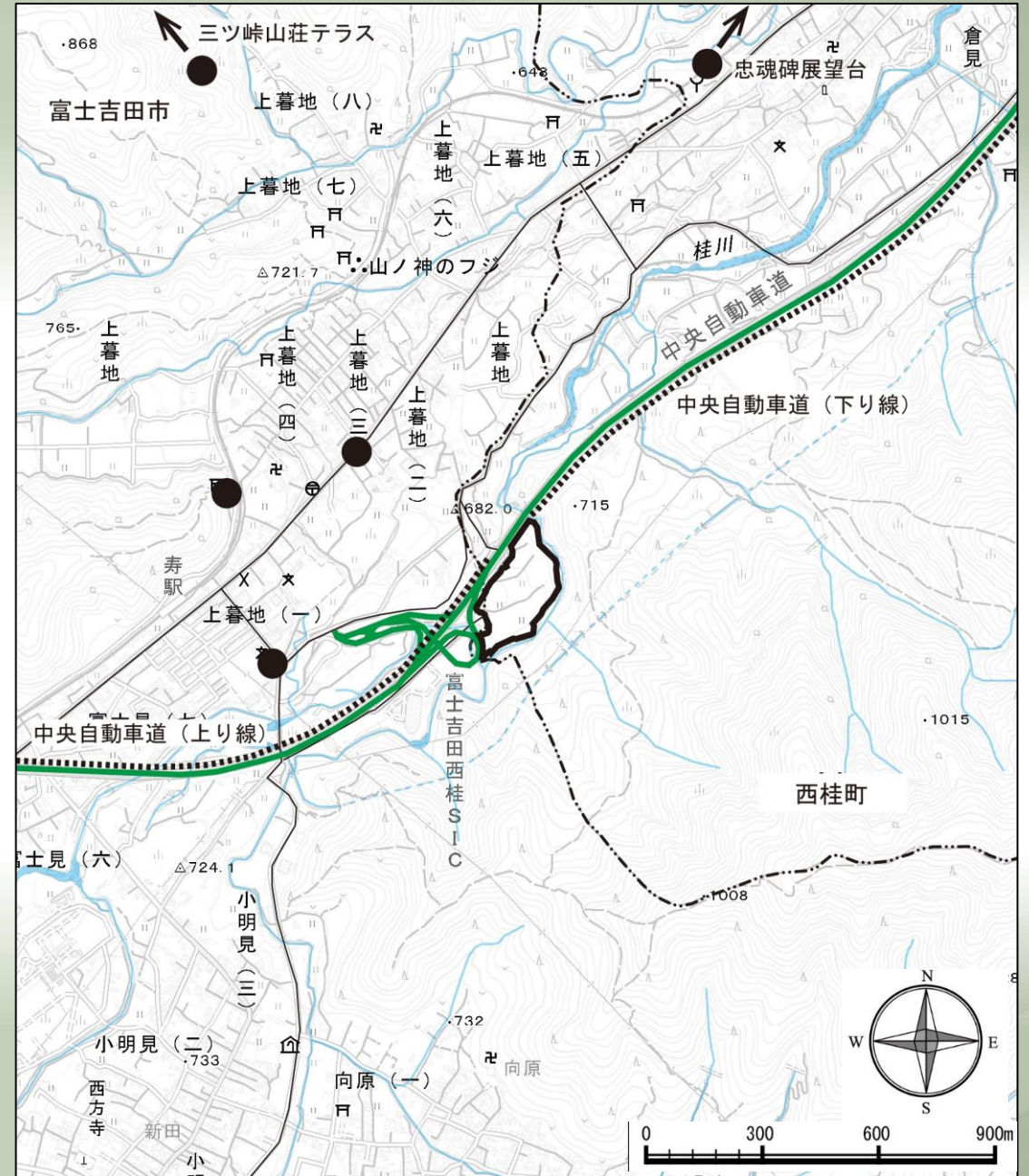
13) 景観・風景 (準備書P897~P966)

景観・風景の調査方法と調査地点

調査項目	調査期間・時期
景観写真の撮影	2季 (展葉期及び落葉期)

忠魂碑展望台は、対象事業実施区域から約1.8kmの距離
 三ツ峠山荘テラスは、対象事業実施区域から約4.8kmの距離

- 景観 (調査地点)
- 景観 (シーン景観)
- 対象事業実施区域
- 国道・県道等
- 中央自動車道富士吉田線



景観・風景の調査地点選定理由

調査項目	調査地点No.	地点の説明	眺望の概要と選定根拠	対象事業実施区域からの方向・距離	景観区分
景観	景観No.1	富士見台中学校	中学校の生徒が通学し、校舎内からの眺望が利くことから、日常的な視点場の北西側の代表地点として選定。 近隣に富士小学校もあるが、こちらを代表地点とした。	西南西約650m	中景
	景観No.2	一般国道139号沿道	通勤、買い物他、多くの人が通行することから、日常的な視点場の西側の代表として、住宅等に遮蔽されず計画施設方向を望める地点を選定。	北西約500m	中景
	景観No.3	山崎稻荷社	小高い丘の上から計画施設方向を眺望できる眺望点として選定。	西北西約700m	中景
	景観No.4	中央自動車道富士吉田線(上り線)	中央自動車道富士吉田線を走行中に、倉見山などの里山の景観が得られ移動しながら計画施設が視野に入る眺望点として選定。 なお、走行する車両からの眺望であるため、地点ではなくシークエンス景観として扱った。	南西約450m ～ 南西約5.0km	遠景 ～ 近景
	景観No.5	中央自動車道富士吉田線(下り線)	中央自動車道富士吉田線を走行中に、富士山の景観が得られ、移動しながら計画施設が視野に入る眺望点として選定。 なお、走行する車両からの眺望であるため、地点ではなくシークエンス景観として扱った。	北約250m	遠景 ～ 近景
	景観No.6	忠魂碑展望台	小高い丘の上から計画施設方向を眺望できる眺望点として選定。	北東約1.8km	中景
	景観No.7	三ツ峠山荘テラス	富士山や富士吉田市街地を見渡せ、計画施設が視野に入る地域の代表的な眺望点として選定。	北西約4.8km	遠景

方法書からの変更／修正点

「複数案について環境影響評価」を行う項目（5）

修正箇所	方法書（修正前）	準備書（修正後）
方法書 p232 ↓ 準備書 p242	<p>表4.1-3(11) 環境影響評価項目：景観・風景 時期：存在・供用時 環境影響要因：施設の存在 選定：○ 選定理由： 対象事業実施区域周辺は住宅地と農耕地が混在しており、自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域の北北西に位置する三ツ峠山、西に位置する倉見山は屈指のビューポイントとして知られている。 施設の存在により、対象事業実施区域を含むこれらの眺望が変化する可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>	<p>表7.1-3(11) 環境影響評価項目：景観・風景 時期：存在・供用時 環境影響要因：施設の存在 選定：<u>○</u> 選定理由： 対象事業実施区域周辺は住宅地と農耕地が混在しており、自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域の北北西に位置する三ツ峠山、西に位置する倉見山は屈指のビューポイントとして知られている。 施設の存在により、対象事業実施区域を含むこれらの眺望が変化する可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、計画施設の処理方式や煙突の高さ、位置等の仕様は、今後の事業者提案と事業者選定手続きにより決定されるため、現段階では選択の幅がある。 今後選択する仕様により環境影響に違いが生ずることが想定されることから、複数案について環境影響評価を行う。</p>

景観・風景の現地調査結果（主要な眺望景観）

調査地点	主要な眺望景観の状況
景観 No.1	対象事業実施区域西側にある神社の敷地であり、神社を訪れる地元の方が見る景観である。小高い丘から対象事業実施区域方向が眺望できる。対象事業実施区域は、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の左側に位置し、背景には道志山塊が広がる。手前の墓地及び民家により遮られるため対象事業実施区域の敷地は視認できず、民家が計画施設方向の遮蔽物となる。
景観 No.2	対象事業実施区域北西側の一般国道139号の沿道であり、多くの通行者が見る景観である。対象事業実施区域は、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の左側に位置し、背景には道志山塊が広がる。手前の集落の建物と樹木により遮られるため対象事業実施区域の敷地は視認できず、樹木が計画施設方向の遮蔽物となる。
景観 No.3	対象事業実施区域西側にある神社の敷地であり、神社を訪れる地元の方が見る景観である。小高い丘から対象事業実施区域方向が眺望できる。対象事業実施区域は、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の左側に位置し、背景には道志山塊が広がる。手前の墓地及び民家により遮られるため対象事業実施区域の敷地は視認できず、民家が計画施設方向の遮蔽物となる。
景観 No.4	中央自動車道の上り線であり、河口湖ICから富士吉田西桂スマートICまでの区間を車両で通行する多くの人が見る景観である。河口湖ICから富士吉田西桂スマートICにかけては、長い区間で概ね進行方向及び左側に対象事業実施区域方向が眺望できる。対象事業実施区域は、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の左奥側に位置し、背景には道志山塊が広がる。高速道路そのものにより遮られるため対象事業実施区域の敷地は視認できず、高速道路際の樹木や側壁、フェンス等が計画施設方向の遮蔽物となる。
景観 No.5	中央自動車道の下り線であり、都留ICから富士吉田西桂スマートICまでの区間を車両で通行する多くの人が見る景観である。晴れた日には、手前の山地に見え隠れしながら、進行方向正面～左側に富士山が眺望できる場所があり、進むにつれて徐々に近く大きく見えるようになる。富士吉田西桂スマートICの直前で、進行方向に富士山と富士吉田市環境美化センターごみ処理施設が同時に視界に入り、対象事業実施区域が左手前に視認できる。対象事業実施区域は、道志山塊の山地斜面の下に位置し、背景には山地斜面がある。尾根により遮られるため、富士吉田西桂スマートIC出口の160m手前まで対象事業実施区域の敷地は視認できない。視認できる箇所では遮蔽物となるものはない。
景観 No.6	斜面にある忠魂碑展望台であり、対象事業実施区域の北側に位置し、富士山の眺望が得られるビューポイントである。対象事業実施区域は、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の左側に位置し、背景には道志山塊が広がる。手前にある西桂中学校の建物等により遮られるため対象事業実施区域の敷地は視認できず、中学校の建物が計画施設方向の遮蔽物となる。
景観 No.7	尾根上にある山荘のテラスであり、対象事業実施区域の北西側に位置し、東方向から南方向にかけて広く眺望でき、富士山の眺望も得られるビューポイントである。対象事業実施区域は、富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の左側に位置し、標高差があるため見下ろす形となる。背景には道志山塊が広がる。遮蔽物となるものはない。

景観の予測パターン

施設配置	煙突高さ	季節	条件	予測地点
合棟（第1案）	59m	展葉期・落葉期	無彩色	景観No.1～No.7
		落葉期	無彩色、煙突水蒸気	景観No.1、No.4-④
		展葉期・落葉期	ベージュ系	景観No.1、No.4-④
		展葉期・落葉期	緑系	景観No.1、No.4-④
		展葉期・落葉期	青系	景観No.1、No.4-④
	100m	展葉期	無彩色	景観No.1～No.7
		落葉期	無彩色、煙突水蒸気	景観No.1、No.4-④
	別棟（第2案）	59m	展葉期・落葉期	無彩色
落葉期			無彩色、煙突水蒸気	景観No.1、No.4-④
展葉期・落葉期			ベージュ系	景観No.1、No.4-④
展葉期・落葉期			緑系	景観No.1、No.4-④
展葉期・落葉期			青系	景観No.1、No.4-④
100m		展葉期	無彩色	景観No.1～No.7
		落葉期	無彩色、煙突水蒸気	景観No.1、No.4-④

景観・風景の予測結果

施設配置及び煙突高さによる景観の違い（1）

予測地点	煙突高さ	予測結果
景観No.1	59m	煙突高さ59mの場合、合棟（第1案）の方が別棟（第2案）よりも工場棟の建物及び煙突がスカイラインに近くなり印象が強くなると予測される。 煙突上端はスカイラインを切らないため、煙突高さ100mと比較して目立ちにくいと予測される。
	100m	煙突高さ100mの場合、煙突が高くなるため煙突高さ59mと比べて目立つと予測される。 合棟（第1案）では煙突上端はスカイラインを切るため目立ちやすいが、別棟（第2案）では煙突上端はスカイラインを切らないため、目立ちにくいと予測される。
景観No.2	59m	別棟（第2案）は煙突が工場棟の建物の中央付近に来るため、合棟（第1案）と比較して、視覚的な安定感があると予測される。 煙突高さ59mの場合、煙突はスカイラインを切らないため、煙突高さ100mと比較して目立ちにくいと予測される。
	100m	別棟（第2案）は煙突が工場棟の建物の中央付近に来るため、視覚的な安定感があると予測される。 煙突高さ100mの場合、周囲に高い構造物がないため、合棟（第1案）、別棟（第2案）ともに煙突が目立つ。また、合棟（第1案）では煙突がスカイラインに近くなり、さらに印象が強くなると予測される。
景観No.3	59m	別棟（第2案）は煙突が工場棟の建物の中央付近に来るため、合棟（第1案）と比較して、視覚的な安定感があると予測される。 煙突高さ59mの場合、煙突はスカイラインを切らないため、煙突高さ100mと比較して目立ちにくいと予測される。
	100m	別棟（第2案）は煙突が工場棟の建物の中央付近に来るため、視覚的な安定感があると予測される。 煙突高さ100mの場合、周囲に高い構造物がないため、合棟（第1案）、別棟（第2案）ともに煙突が目立つと予測される。

施設配置及び煙突高さによる景観の違い（2）

予測地点	煙突高さ	予測結果
景観No.4④	59m	合棟（第1案）の方が別棟（第2案）よりも建物の多くが遮蔽物に隠れるため、目立ちにくくなると予測される。 煙突高さ59mの場合、合棟（第1案）では煙突上端はスカイラインを切るが、別棟（第2案）では煙突上端はスカイラインを切らないため、合棟（第1案）よりも目立ちにくいと予測される。
	100m	合棟（第1案）の方が別棟（第2案）よりも建物の多くが遮蔽物に隠れるため、目立ちにくくなると予測される。 煙突高さ100mの場合、合棟（第1案）、別棟（第2案）のどちらも煙突上端はスカイラインを切るため、目立つと予測される。
景観 No.5 ②	59m	合棟（第1案）、別棟（第2案）ともに手前の尾根に遮蔽されるため、建物は直前まで視認できないと予測される。 煙突高さ59mの場合、この予測地点からは視認できないと予測される。
	100m	合棟（第1案）、別棟（第2案）ともに手前の尾根に遮蔽されるため、建物は直前まで視認できないと予測される。 煙突高さ100mの場合、合棟（第1案）では煙突上部1/3程度が視認でき、別棟（第2案）では煙突の上端がわずかに視認できると予測される。
景観No.7	59m	計画施設までの距離が遠く、施設配置の違いによる見え方の違いは小さいと予測される。 なお、写真右側の富士山の展望には影響はないと予測される。 煙突高さ59mの場合、煙突高さ100mの場合と比較して煙突の印象は小さいと予測される。
	100m	計画施設までの距離が遠く、施設配置の違いによる見え方の違いは小さいと予測される。 なお、写真右側の富士山の展望には影響はないと予測される。 煙突高さ100mの場合、合棟（第1案）、別棟（第2案）ともに背後の濃色の針葉樹林を背景とするため、煙突高さ59mの場合と比較すると目立つと予測される。

施設配置の比較：景観No.1 富士見台中学校からの眺望状況
(煙突高さ59m、無彩色)



合棟 (第1案)



別棟 (第2案)

煙突高さの比較：景観No.1 富士見台中学校からの眺望状況
(合棟 (第1案)、無彩色)



煙突高さ59m



煙突高さ100m

施設配置の比較：景観No.5-② 中央自動車道富士吉田線（下り線）からの眺望状況
（煙突高さ100m）



合棟（第1案） 煙突高さ100m



別棟（第2案） 煙突高さ100m

煙突高さの比較：景観No.4-④ 中央自動車道富士吉田線（上り線）からの眺望状況
（合棟（第1案））



煙突高さ59m



煙突高さ100m

煙突高さの比較：景観No.4-④ 中央自動車道富士吉田線（上り線）からの眺望状況
（別棟（第2案））



煙突高さ59m



煙突高さ100m

色彩の比較：景観No.4-④ 中央自動車道富士吉田線（上り線）からの眺望状況
（合棟（第1案）、煙突高さ59m）



ベージュ系



緑系

景観・風景の環境保全上の目標

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
存在・ 供用時	施設の 存在	<p>次の基準等との比較に基づき、「周辺の景観との調和が図られていること。」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい県土づくりガイドライン（平成21年3月 山梨県） ・山梨県公共事業等景観形成指針（平成3年6月告示） ・西桂町景観計画（平成27年7月改訂） ・富士吉田市景観計画（平成28年3月改訂） 	<p>立地する県及び市村のガイドライン、指針及び計画に定める内容に適合することを環境保全上の目標とした。</p> <p>景観に関して、関係自治体に定められている基準等であり、環境保全上の目標として適切であると考えられる。</p>

景観・風景の環境保全措置

時期	環境影響要因	実施主体	環境保全措置の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
設計段階	施設の存在	工事施工事業者	目立ちにくい位置への煙突の配置、煙突の高さ、壁の分割や色分け等により、目立ちにくく周辺の景観との調和が図られた設計を採用する。また、工事施工事業者の提案内容に支障がない範囲で、景観への影響が最小化されるよう必要に応じて協議を行う。	周辺の景観との調和	最小化	設計は工事施工事業者が設計を行うことから、具体的な措置の内容は明確にできないが、西桂町及び富士吉田市の景観計画に基づいて、より良い設計を採用することから、効果の不確実性は小さいと考えられる。

景観・風景の評価の結果（１）

評価の結果		評価	環境保全
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設配置 施設配置については、別棟案は煙突が東側に位置し、合棟案と比較して煙突が周囲から視認しにくいいため、景観に対する影響はより小さくなります。 煙突高さ 煙突高さについては、煙突高さ59mよりも煙突高さ100mの場合には目立ち、煙突上端が山の稜線を超える範囲が広がるため、景観に対する影響は比較的大きくなります。 	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 煙突位置の配慮（煙突をできる限り東側に配置） 意匠への配慮（色彩はアースカラーを基本とする） など

景観・風景の評価の結果（２）

	評価の結果	評価	環境保全
存在・供用時	<p>【施設の存在による影響】 つづき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩 無彩色、ベージュ系、緑系、青系の場合にはそれぞれに特徴がありますが、彩度を低く抑えることにより違和感の少ない外観とすることは可能です。 ・シークエンス景観（視点が移動する場合の景観） 中央自動（上り線）では、5km以上先から計画施設が視認できますが、煙突高さ59mの場合には、現在の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設と同様の見え方です。中央自動車道（下り線）では、計画施設は尾根に隠れるため、富士山の眺望を阻害することはありません。 計画施設の意匠・外観は、工事施工事業者が設計するため、予測には不確実性があります。 	○	<p>【環境保全措置（最小化）】</p> <p>目立ちにくい位置への煙突の配置、煙突の高さ、壁の分割や色分け等により、目立ちにくく周辺の景観との調和が図られた設計を採用します。</p> <p>また、工事施工事業者の提案内容に支障がない範囲で、景観への影響が最小化されるよう必要に応じて協議を行います。</p>

シークエンス景観（1）



景観No.4-① 中央自動車道富士吉田線（上り線）
（煙突高さ59m）



景観No.4-② 中央自動車道富士吉田線（上り線）
（煙突高さ59m）

シークエンス景観（2）

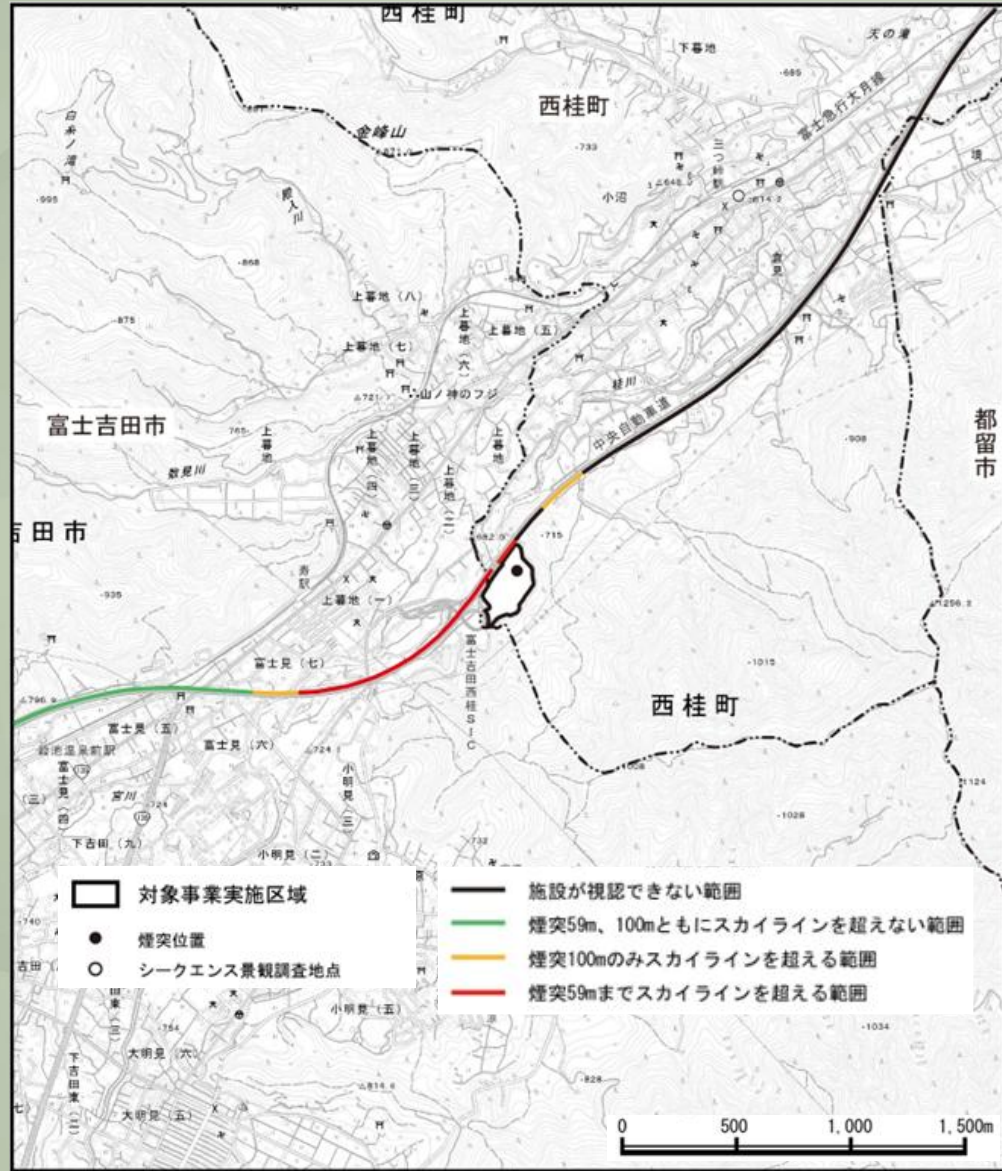


景観No.4-③ 中央自動車道富士吉田線（上り線）
（煙突高さ59m）

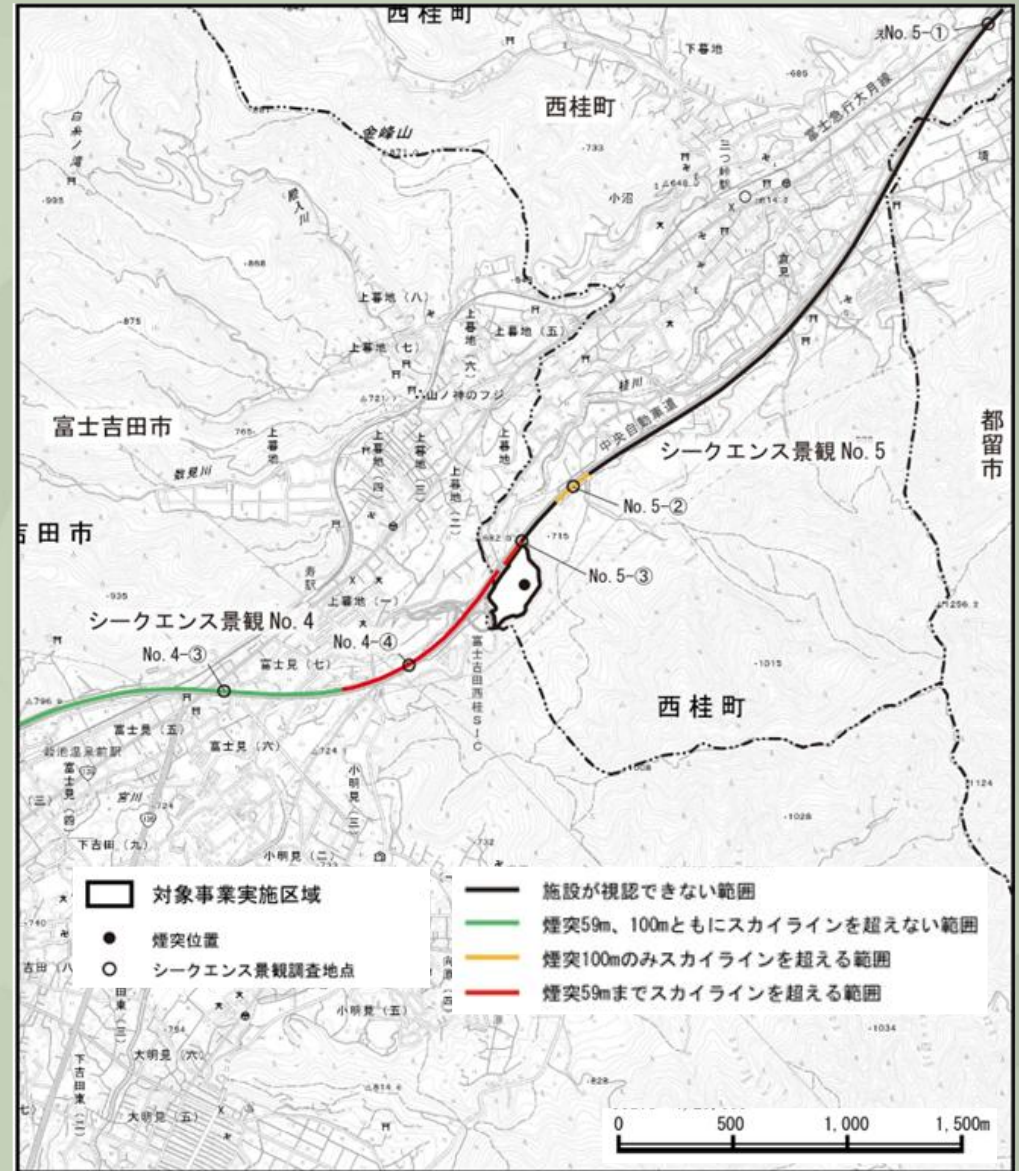


景観No.4-④ 中央自動車道富士吉田線（上り線）
（煙突高さ59m）

施設の視認可能範囲（煙突がスカイラインを超える領域）



合棟（第1案）



別棟（第2案）

14) 人と自然との触れ合い活動の場

(準備書P967~P978)

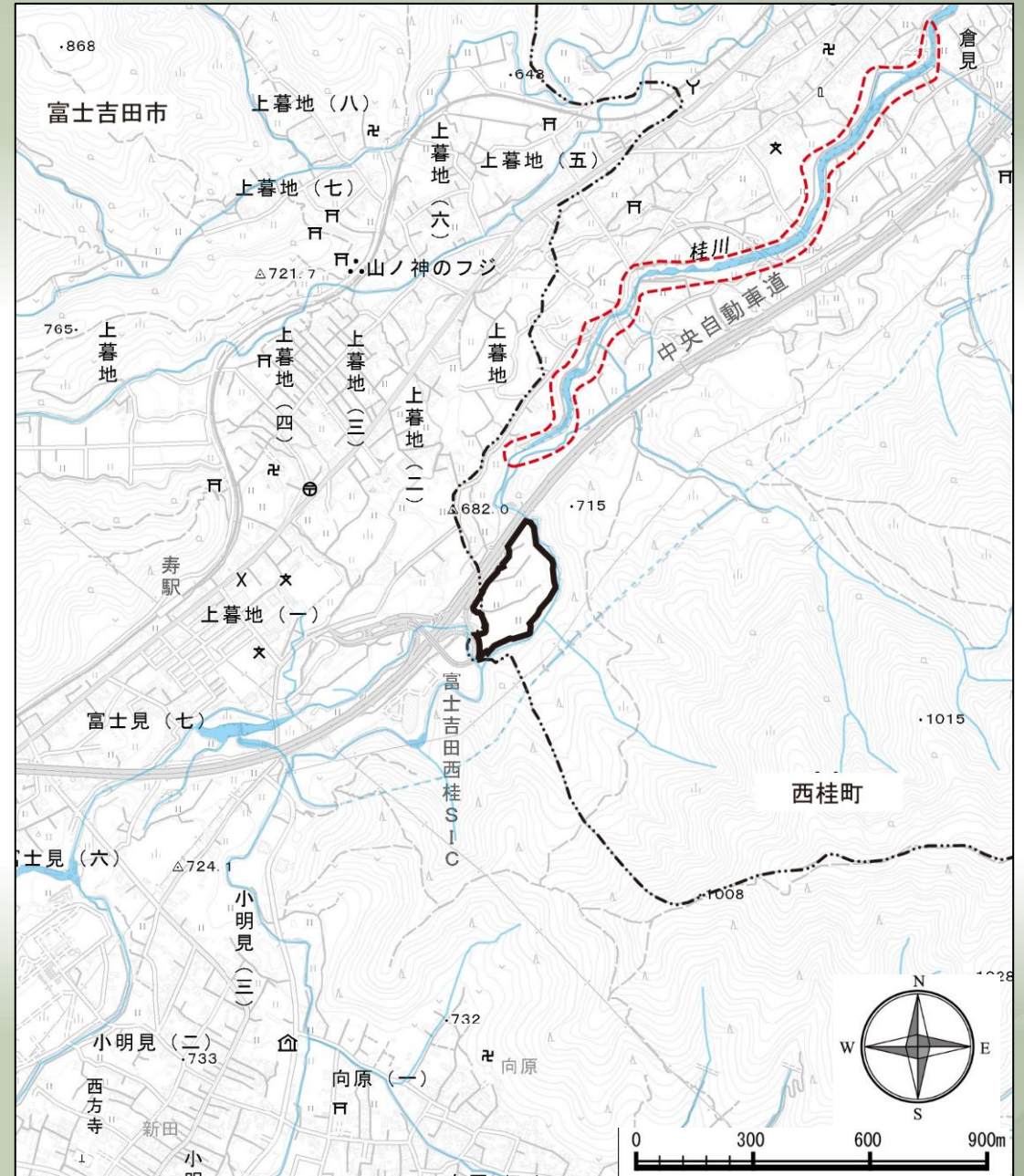
人と自然との触れ合い活動の場の調査方法と調査地点

調査項目	調査期間・時期
活動の場の状況及び利用状況	春季・秋季各1回

----- 人と自然との触れ合い活動の場

□ 対象事業実施区域

— 河川及び水路



人と自然との触れ合い活動の場の調査地点選定理由

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定根拠
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場 No.1	桂川河川敷	桂川は対象事業実施区域最寄りの河川であり、桂川公園など河川敷と一体的に整備された公園は、人と自然との触れ合い活動の場となっている。また、禁漁期以外は釣り人の利用も多い。造成等の施工に伴い発生する濁水の流入等により、河川景観や魚類等の生息環境に影響が及ぶおそれがあることから設定した。

人と自然との触れ合い活動の場の現地調査結果

① 人と自然との触れ合い活動の場の概要

調査地点	概要及び利用状況
桂川沿いの遊歩道	桂川左岸沿いに遊歩道があり、桂川公園につながっている。自動車の通行はなく、平坦で舗装された歩きやすい遊歩道となっている。桂川公園で右岸側に渡れるようになっている。調査では、散策やウォーキングに利用されていることを確認した。
桂川公園	桂川の湾曲部の左岸側に整備された公園で、遊歩道と桜並木、四阿、ベンチ、遊具が整備されている。駐車場は桂川の右岸側に整備されており、橋を介して公園にアクセスできるようになっている。広い階段が整備され、河原に降りて水辺にアクセスできるようになっている。調査では、河原での水遊びのほか、公園の広場や遊具が親子連れや子供のグループに利用されていることを確認した。
河道内	河道内は総じて流れが速く、河床のほとんどが溶岩質の岩で構成されている。早瀬が多いが、平瀬と洄りもみられ、一部には砂の堆積もみられる。両岸は護岸で切り立っており、河道に降りられる場所は限られている。桂川は溪流釣りのスポットとして知られており、休日には県内外からの釣り客が集まる。釣りの主な対象魚種は、ヤマメ（放流）、アマゴ（天然）、ニジマス、イワナであり、ウグイが生息しているほか、ブラウントラウトも定着している。調査では、大勢の釣り客に利用されていることを確認した。

② 利用状況の調査結果

利用内容	利用者数	
	春 季	秋 季
桂川沿いの遊歩道	散策、ウォーキング12人（6時台）	散策、ウォーキング6人（6時台）
桂川公園	水遊び5人（16時台）	水遊び2人（10時台） 広場、遊具利用12人（16時台）
桂川河道内	釣り36人（8時台、10時台）	釣り5人（6時台）

注) 利用者数は調査時間中（春季6:00～18:00、秋季6:00～16:00）の最大の人数を示した。調査時間中は2時間に1回利用者数を把握した。

人と自然との触れ合い活動の場の予測結果

予測地点の浮遊物質量(SS)の降雨時の現況水質は130mg/Lであり、造成等の施工中に50年確率の大雨が降った場合の対象事業実施区域内に設置する調整池からの排水の濃度は200mg/Lである。それぞれの流量を加味した完全混合式による予測の結果、桂川の浮遊物質量(SS)の濃度は130.9mg/Lとなり、大雨時にも対象事業実施区域からの排水が桂川の浮遊物質量(SS)濃度をほとんど上昇させることはないと予測された。

造成等の施工中の大雨時にも、対象事業実施区域からの雨水排水は桂川の水質に影響を与えないことから、人と自然との触れ合い活動の場の利用状況についても、影響はないと予測した。

予測手法は濁水の発生予測において実績のある方法であり、影響が予測から著しく悪化する可能性は低いと考えられる。また、計画施設からの排水量が桂川の流量に比べ、1%程度と非常に少ないため、予測結果の不確実性は小さいと考えられる。

人と自然との触れ合い活動の場の環境保全上の目標

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
工事中	造成等の施工	「工事期間中の対象事業実施区域からの濁水の流入を原因とする苦情が、漁業関係者、釣り客、その他の利用者及び地域住民等から発生しないこと。」とする。	人と自然との触れ合い活動の場については基準値等が存在しないため、人と自然との触れ合い活動の場の利用に影響を及ぼしていないことを確認する方法として、苦情件数を環境保全上の目標とすることは適切であると考えられる。

人と自然との触れ合い活動の場の評価の結果

評価の結果		評価	環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工による影響】 桂川では、釣りが盛んで、散策・ウォーキングや水遊びの利用がみられます。</p> <p>計画施設では洪水調整池を設けるため、工事中の大雨時にも雨水排水は桂川の水質に影響を与えないことから、人と自然との触れ合い活動の場への影響はないと考えられます。</p>	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水の処理 (洪水調整池の設置)

15) 廃棄物・発生土（準備書P979～P996）

予測方法

（ア）建設発生土（残土）

造成工事中の土砂の搬入・搬出量は、造成計画により大きく変わるため、造成計画の異なる3つのパターンについて建設予定地内における切土量・盛土量を想定し、各パターンの土砂の搬入・搬出量を算出した。

（イ）伐採に伴い発生する木・枝

伐採に伴い発生する木・枝の量は、「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（令和7年10月 富士・東部広域環境事務組合）（以下「基本設計」という。）に基づき予測した。

（ウ）建設廃棄物

建設廃棄物は、一般社団法人日本建設業連合会が事例調査等から算出した建物面積あたりの廃棄物発生原単位を用い、計画施設の建物面積に乗じることにより予測した。

工事中の造成等の施工による廃棄物・発生土の予測結果（1）

（ア）建設発生土（残土）

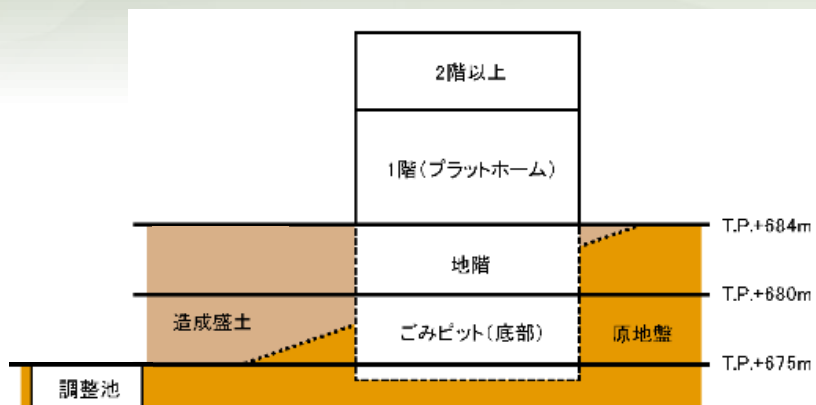
造成工事に伴う土砂運搬量の想定（概算）

工事種別		工事の概要	土砂運搬量（m ³ ）	
			搬入量	搬出量
造成工事	パターン1	建設予定地を一律標高684mに造成する。 造成用に土砂を搬入する。 運搬量が多い。	112,706	0
	パターン2	建設予定地の高低差を活用して造成する。 余剰の土砂を搬出する。 運搬量はパターン1とパターン3の中間。	0	23,698
	パターン3	造成土量が少量となるように造成する。 造成用に土砂を搬入する。 運搬量は少ない。	213	0

（イ）伐採に伴い発生する木・枝

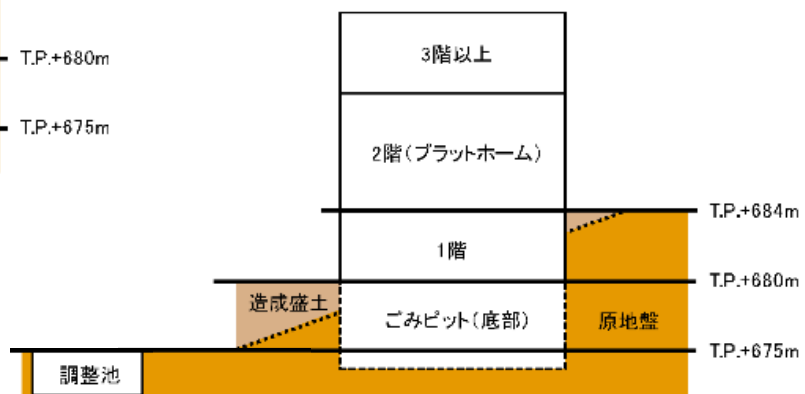
対象事業実施区域内的の河畔林は残置されるため、伐採に伴い発生する木・枝量を0m³と予測しました。

造成工事の複数案



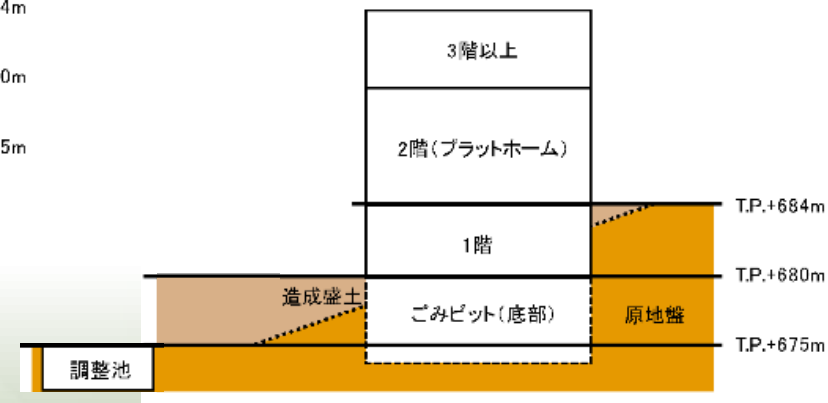
パターン1

建設予定地を一律標高684mに造成
造成用に土砂を搬入



パターン2

建設予定地の高低差を活用して造成
余剰の土砂を搬出



パターン3

造成土量が最小となるように造成
造成用に土砂を搬入

工事中の造成等の施工による廃棄物・発生土の予測結果（2）

（ウ）建設廃棄物

造成工事に伴う土砂運搬量の想定（概算）

単位：t

種 類	第1案（合棟の場合）			第2案（別棟の場合）		
	RC造部	S造部	合計	RC造部	S造部	合計
コンクリートがら	119	208	327	125	208	333
アスファルト・コンクリート	22	65	87	24	65	89
ガラス及び陶磁器くず	18	100	118	19	100	119
廃プラスチック類	46	73	119	48	73	121
金属くず	37	45	82	39	45	84
木くず	64	68	132	68	68	136
紙くず	29	15	44	30	15	45
石膏ボード	36	78	114	38	78	116
その他	70	131	201	74	131	205
混合廃棄物	90	98	188	95	98	193
合計	531	881	1,412	560	881	1,441

工事中の造成等の施工による廃棄物・発生土の予測結果（3）

再資源化率及び処理・処分の方法

種 類		発生量 (t)		排出量 (t)		再資源化率等	処理・処分、 再利用、再資源化等の方法
		合棟	別棟	合棟	別棟		
分別廃棄物	コンクリートがら	327	333	3.27	3.33	再資源化率99%以上	建設リサイクル法に基づく再生利用又は最終処分場での埋立・処分
	アスファルト・コンクリート	87	89	0.87	0.89	再資源化率99%以上	
	ガラス及び陶磁器くず	118	119	-	-	可能な限りリサイクルを行う	
	廃プラスチック類	119	121	-	-		
	金属くず	82	84	-	-		
	木くず	132	136	1.32	1.36	再資源化・縮減率99%以上	
	紙くず	44	45	-	-	可能な限りリサイクルを行う	
	石膏ボード	114	116	-	-		
	その他	201	205	-	-		
混合廃棄物	188	193	6.58	6.76	排出率3.5%以下		

存在・供用時の施設の稼働による廃棄物の予測結果

施設の稼働による廃棄物（令和14年度）

種類	処理量・発生量 (t/年)	備考
①焼却灰	3,185	—
②飛灰処理物	1,532	薬剤添加・加湿処理後の飛灰
合計	4,717	

廃棄物・発生土の環境保全上の目標

(建設廃棄物)

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
工事中	造成等の施工	<p>造成等の施工により発生する建設廃棄物は、可能な限りその量が最小化され、再資源化されていること。</p> <p>建設廃棄物の再資源化に当たっては、「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月 国土交通省）の達成基準値に適合していること。</p>	<p>建設廃棄物に係る法律等に基づく評価の指標（環境基準等）がないことから、建設廃棄物の発生量が可能な限り最小化され、再資源化されていることとした。</p> <p>数値目標として、国土交通省が示した達成基準を環境保全上の目標とすることは適切であると考えられる。</p>

(発生土)

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
工事中	造成等の施工	<p>造成等の施工により発生する土砂は、可能な限りその量が最小化され、再利用されていること。</p> <p>再利用する場合は、「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月 国土交通省）の達成基準値（85%以上）に適合していること。</p>	<p>発生土に係る法律等に基づく評価の指標（環境基準等）がないことから、発生土が最小化され、再利用されていることとした。</p> <p>数値目標として、国土交通省が示した達成基準を環境保全上の目標とすることは適切であると考えられる。</p>

(施設の稼働による廃棄物)

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
存在・ 供用時	施設の稼働	循環型社会形成推進地域計画に基づき、圏域市町村から排出される廃棄物の減量と再資源化への取り組みを確実に実施し、処理残さの量を減少させること。	処理残さを減少させるには、廃棄物の発生量を減らすことが重要であるため、ごみの減量化の取り組みを計画に基づいて確実に実施することを環境保全上の目標とすることは適切であると考えられる。

注) 循環型社会形成推進地域計画：「富士・東部地域循環型社会形成推進地域計画」
(令和4年度策定 計画期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日)

廃棄物・発生土の評価の結果

評価の結果		評価	環境保全
工事期間中	<p>【造成等の施工による影響】</p> <p>発生した建設廃棄物、建設発生土は、「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月 国土交通省）の達成基準値に適合するよう再資源化・有効利用することを、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づけるため、廃棄物・発生土の発生量は最小化されます。</p>	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土の抑制 ・建設発生材の資源化
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>本組合は構成市町村とともに循環型社会形成推進地域計画を策定し、計画的にごみの減量化を進めており、今後も減量化等を進めるため、ごみ焼却施設からの焼却灰及び飛灰の発生量は最小化されます。</p>	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化の推進

16) 大気汚染物質・水質汚濁物質（準備書P997～P1008）

大気汚染物質の排出量の予測方法（排ガスの排出源の条件）

項目		単位	設定値	法規制値
乾きガス量		m ³ N/h	49,800（2炉稼働）	—
湿りガス量		m ³ N/h	61,920（2炉稼働）	—
排出濃度	硫黄酸化物	ppm	20	3,490※
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	80	250
	ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.04
	塩化水素(HCl)	ppm	50	430
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05	0.1
	水銀	μg/m ³ N	30	30
排出ガス温度		℃	148	—
煙突高さ		m	59	—
日稼働時間		時間	24	—

注) ※硫黄酸化物はK値規制であるため、排出条件を基にppmに換算した値。

水質汚濁物質の排出量の予測方法（生活排水の排出源の条件）

項目		単位	設定値	法規制値 ^{注1)}	条例規制値 ^{注2)}
生活排水の汚水量（放流量）		L/日	2,700	—	—
浄化槽排水 の濃度	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	10	160	30
	浮遊物質(SS)	mg/L	200	200	50
	全りん(T-P)	mg/L	16	16	—
	全窒素(T-N)	mg/L	120	120	—

注1) 法規制値には水質汚濁防止法に基づく排水基準を示した。なお、計画施設は特定施設に該当するが、生活排水のみの排出であるため、規制値は適用されない。

注2) 条例規制値には山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく上乗せ排水基準を示した。なお、計画施設は事業場に該当しないため、規制値は適用されない。

存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質の排出量の予測結果

項目	単位	法律に基づく 排出基準の上 限で排出した 場合の排出量 ①	公害防止基 準の上限で 排出した場 合の排出量 ②	削減量 ①－②	発生抑制対策
硫黄酸化物	m ³ /日	1001.6	23.9	977.7	消石灰又はアルカリ系薬剤を使用した有害ガス除去設備により除去
窒素酸化物	m ³ /日	298.8	95.6	203.2	アンモニア又は尿素を使用した窒素酸化物除去設備により除去 触媒脱硝装置の提案があれば、採用を検討
ばいじん	kg/日	47.8	23.9	23.9	ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去
塩化水素	m ³ /日	513.9	59.8	454.1	消石灰又はアルカリ系薬剤を使用した有害ガス除去設備により除去
水銀	g-Hg/日	35.9	35.9	－	活性炭を吹き込み、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で除去 搬入される処理対象物の展開検査等を行い、搬入禁止物の混入を防止
ダイオキシン類	mg-TEQ/日	0.120	0.060	0.060	ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去 事業者から有効な提案があれば採用を検討

存在・供用時の施設の稼働による水質汚濁物質の排出量

項目	単位	法律に基づく 排出基準の上限等 で排出した場合の 排出量 ①	公害防止基準の 上限で排出した 場合の排出量 ②	削減量 ①－②	発生抑制対策
生物化学的酸素要求量 (BOD)	g/日	54.0	27.0	27.0	排水（浄化槽排水）について定期的な測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認する。
浮遊物質（SS）	g/日	540.0	540.0	0	
全りん（T-P）	g/日	43.2	43.2	0	
全窒素（T-N）	g/日	324.0	324.0	0	

大気汚染物質の環境保全上の目標

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
存在・供用時	施設の稼働	<p>計画施設の公害防止基準より、以下のように設定した。</p> <p>硫黄酸化物：20ppm以下 窒素酸化物(NO_x)：80ppm以下 ばいじん：0.02g/m³N以下 塩化水素(HCl)：50ppm以下 ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m³N以下 水銀：30μg/m³N以下</p>	<p>大気汚染防止法に基づく排出基準等よりも厳しく設定された、計画施設の公害防止基準を目標とすることは適切であると考えられる。</p>

水質汚濁物質の環境保全上の目標

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
存在・供用時	施設の稼働	<p>環境省関係浄化槽法施行規則より、浄化槽排水の濃度を以下のように設定した。</p> <p>生物化学的酸素要求量(BOD):10mg/L以下</p> <p>水質汚濁防止法の一律排水基準より、浄化槽排水の濃度を以下のように設定した。</p> <p>浮遊物質(SS)：200mg/L以下 全りん(T-P)：16mg/L以下 全窒素(T-N)：120mg/L以下</p>	<p>水質汚濁防止法の一律排水基準等と同等若しくは厳しく設定された、計画施設の公害防止基準を目標とすることは適切であると考えられる。</p>

大気汚染物質の環境保全措置

環境配慮事項	環境影響要因	実施主体	環境保全措置の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
存在・供用時	工作物の存在及び供用	施設運営事業者	排気ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により、排ガス濃度について十分な安全マージンを確保して適切な運転管理を行う。	排出ガス中の大気汚染物質濃度の低減	最小化	廃棄物焼却炉で広く用いられている手法であり、汚染物質濃度の低減に寄与することから、不確実性は小さいと考えられるが、事前に効果の程度を定量的に把握することは困難である。
		施設運営事業者	燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により、排ガス濃度について十分な安全マージンを確保して適切な焼却管理を行う。	排出ガス中の大気汚染物質濃度の低減	最小化	

大気汚染物質・水質汚濁物質の評価の結果

評価の結果		評価	環境保全
存在・供用時	<p>【施設の稼働による影響】</p> <p>大気汚染物質の低減策による公害防止基準の遵守により、大気汚染物質の排出量は低減されます。</p> <p>また、合併浄化槽排水の管理による公害防止基準の遵守により、水質汚濁物質の排出量は低減されます。</p>	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス対策の実施（ろ過式集じん器、有害ガス除去設備等） ・浄化槽排水の定期的な測定 など

17) 温室効果ガス等（準備書P1009～P1024）

温室効果ガス排出量の予測方法（地球温暖化係数）

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	28
一酸化二窒素	265

温室効果ガス排出量の予測方法

(温室効果ガス排出量の算定に用いた係数等 (建設機械の稼働))

機種	規格	燃料種別	定格出力 注1) (kW)	運転1時間あたり 燃料消費率 注1) (L/kWh-h)	運転1時間 あたり 燃料消費量 注2) (L/h)	平均稼働率 注3)	単位発熱量 注4) (GJ/kL)	炭素排出係数 注4) (t-C/GJ)	稼働時間 (h)
ブルドーザ	11t	軽油	87	0.144	12.5	0.625	37.7	0.0187	8
バックホウ	0.8m ³	軽油	104	0.144	15.0	0.784	37.7	0.0187	8
コンクリートポンプ車	85m ³	軽油	166	0.066	11.0	0.857	37.7	0.0187	8
クローラクレーン	150t	軽油	184	0.076	14.0	0.729	37.7	0.0187	8
ラフタークレーン	35t	軽油	184	0.075	13.8	0.721	37.7	0.0187	8

注1) 「平成25年度版建設機械等損料表」(一般社団法人 日本建設機械施工協会) に示された値を用いた。

注2) 運転1時間あたり燃料消費量(L/h) = 定格出力(kW) × 運転1時間あたり燃料消費率(L/kWh)

注3) 「平成25年度版建設機械等損料表」に示された値より算出した。

平均稼働 = 年間標準運転時間(時間) / (年間標準運転日(日) × 8時間)

注4) 地球温暖化対策推進法施行令別表第一による。

温室効果ガス排出量の予測方法

(温室効果ガス排出量の算定に用いた係数等 (資機材運搬車両の走行))

機種	燃料種別	燃料消費率注1) (km/L)	単位発熱量注2) (GJ/kL)	炭素排出係数注2) (t-C/GJ)	メタン排出係数 (kg-CH ₄ /km)	一酸化二窒素排出係数 (kg-N ₂ O/km)	走行距離 (km/台・日)
ダンプトラック (10t)	軽油	5.13	37.7	0.0187	0.000015	0.000014	60

注1) カタログ値による。

注2) 地球温暖化対策推進法施行令別表第一による。

工事中の温室効果ガス排出量の予測結果

パターン	温室効果ガス	建設機械の稼働による排出量 (t-CO ₂)	資機材運搬車両の走行による排出量 (t-CO ₂)	工事中の温室効果ガスの排出量 (t-CO ₂)
パターン1	二酸化炭素	1,440.3	1,239.1	2,689.5
	メタン	—	1.0	
	一酸化二窒素	—	9.1	
パターン2	二酸化炭素	1,440.3	260.6	1,703.0
	メタン	—	0.2	
	一酸化二窒素	—	1.9	
パターン3	二酸化炭素	1,440.3	2.4	1,442.6
	メタン	—	0.0	
	一酸化二窒素	—	0.0	

施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行の温室効果ガス排出量の予測結果

施設等	項目	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂ /年)	メタン 排出量 (t-CO ₂ /年)	一酸化二窒素 排出量 (t-CO ₂ /年)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂ /年)
ごみ焼却施設	焼却	29,094.3	1.4	770.6	29,866.3
	灯油使用	199.2	-	-	199.2
	軽油使用	4.6	-	-	4.6
マテリアルリサイクル 推進施設	軽油使用	41.3	-	-	41.3
施設全体	買電	85.6	-	-	85.6
施設の稼働による排出量合計		29,425.0	1.4	770.6	30,197.0
廃棄物運搬車両の走行	車両走行	1,592.7	0.9	8.0	1,601.6
温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)					31,798.7

電力の外部供給による温室効果ガスの削減貢献量の予測結果

施設等	電力の外部供給量 (kWh/年)	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	二酸化炭素 排出量 (kg-CO ₂ /年)	温室効果ガス 削減貢献量 (t-CO ₂ /年)
ごみ焼却施設	13,080,100	0.421	5,506,722.1	5,506.7





温室効果ガス等の評価の結果

評価の結果		評価	環境保全
工事期間中	<p>【建設機械の稼働、資機材運搬車両の走行による影響】 地形を生かした設計を行い、土砂の運搬を最小化し、工事中の運搬車両の台数を少なくすることで、温室効果ガスの排出量が削減されます。</p>	○	<p>【環境配慮事項】 ・残土の抑制</p>
存在・供用時	<p>【施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行による影響】 ごみ焼却施設での可燃ごみの焼却処理により発生した熱を用いて発電を行い、計画施設全体の電力供給を行った上で、余剰分を外部に供給することで、温室効果ガスの排出量の削減に貢献します。</p>	○	<p>【環境配慮事項】 ・電力の外部供給（発電）</p>

18) 地域交通 (準備書P1025~P1068)

地域交通の調査方法と調査地点

調査項目	調査期間・時期
交通量、交通渋滞の状況	平日及び休日の各1日の24時間 (渋滞状況は6:00~19:00)

-  地域交通
-  対象事業実施区域
-  国道・県道等
-  中央自動車道富士吉田線



地域交通の調査方法

- ・ 交差点における方向別交通量を調査し、調査結果を整理・解析
- ・ 滞留長を計測する方法

地域交通の調査地点選定理由

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定理由
地域交通	地域交通 No.1	県道718号と市道小明見上暮地線の交差点	対象事業実施区域の西側の交差点で、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の出入りで通過する地点。富士小学校、富士見台中学校が近い。一般国道139号、県道718号、中央自動車道を通ってきた車両が交錯することが想定される。
	地域交通 No.2	県道718号と町道池ノ頭線の交差点	対象事業実施区域の北東側の交差点で、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の出入りで通過する地点。現在工事中の県道718号富士吉田西桂都留線が完成すれば、西桂町、都留市、大月市方面からの車両の通行が増え車両が交錯することが想定される。

地域交通の現地調査結果

現地調査結果（交差点交通量）

調査地点		総流入交通量（台・24時間）					大型車 混入率 （%）	横断人数 （人・24時間）	
		大型車	小型車	自動車 小計	二輪車	車両合計		歩行者	自転車
地域交通No.1 県道718号と市道小明 見上暮地線の交差点	平日	740	9,461	10,201	104	10,305	7.3	56	2
	休日	246	7,340	7,586	79	7,665	3.2	11	0
地域交通No.2 県道718号と町道池ノ 頭線の交差点	平日	184	4,713	4,897	44	4,941	3.8	21	3
	休日	10	3,007	3,017	33	3,050	0.3	6	0

現地調査結果（地域交通No.1 平均走行速度）

単位：km/h

調査地点		県道704号方面 (計画施設方面) → 富士吉田西桂 スマートIC方面	富士吉田西桂 スマートIC方面 → 県道704号方面 (計画施設方面)
地域交通No.1 調査対象 ：県道718号	平日	47	44
	休日	46	48

現地調査結果（地域交通No.2 平均走行速度）

単位：km/h

調査地点		富士吉田西桂 スマートIC方面 → 都留市方面 (計画施設方面)	都留市方面 → 富士吉田西桂 スマートIC方面 (計画施設方面)
地域交通No.2 調査対象 ：県道718号	平日	30	33
	休日	30	30

交通渋滞の状況（地域交通No.1）

至 一般国道139号



至 富士吉田西桂
スマートIC

↔ : 最大滞留長 (70m)

至 県道704号

交通渋滞の状況（地域交通No. 2）

至 一般国道139号



至 都留市

↔ : 最大滞留長 (30m)

至 富士吉田西桂
スマートIC

地域交通の予測結果（1）

工事中の資機材運搬車両の走行による地域交通への影響

○地域交通No.1：著しい交通渋滞は発生しないと予測する。

- ・市道の交通需要が交通容量を上回る時間帯：平日の7時台、17時台
- ・この時間帯は資機材運搬車両のうち工事関係者の通勤車両が走行する（30台/h）
- ・市道の交通容量が減少するが、減少幅は10台未満、減少率6%程度
- ・現況の滞留長の最大値（7時台の70m）の数倍以上になる可能性は低い
- ・現況で著しい交通渋滞は発生していない。

○地域交通No.2：著しい交通渋滞は発生しないと予測する。

- ・町道の交通需要が交通容量を上回る時間帯：なし
- ・現況で著しい交通渋滞は発生していない。

交通需要：道路のある区間またはある地点を通ろうとする車両などの台数。

交通容量：ある道路の断面を単位時間内に通過することが期待できる最大の交通流率。

地域交通の予測結果（２）

工事中の資機材運搬車両の走行による歩行者への影響

○資機材運搬車両の走行により交通事故のリスクを高めることはないと予測する。

- ・市道、町道のいずれの地点、時間帯においても、著しい交通渋滞の発生はないと予測されている。
- ・工事関係車両は従道路を通行しないよう制限するため、横断歩道上を通過する工事関係車両はない。
- ・令和4年から令和6年までの3年間、予測地点において車両と歩行者の接触事故は発生していない。
- ・地域交通No.1における信号機の設置を山梨県警察に要望しており、信号機が設置された場合は、交通事故のリスクはさらに低減する。

地域交通の予測結果（3）

存在・供用時の廃棄物運搬車両の走行による地域交通への影響

○地域交通No.1、地域交通No.2

：著しい交通渋滞は発生しないと予測する。

- ・ 交通需要が交通容量を上回る時間帯：市道の平日の7時台、17時台
- ・ この時間帯は廃棄物運搬車両が走行しない
- ・ その他の時間帯は、市道、町道とも交通需要が交通容量を上回る時間帯がない。
- ・ 市道、町道とも現況で著しい交通渋滞は発生していない。

地域交通の予測結果（４）

存在・供用時の廃棄物運搬車両の走行による歩行者への影響

○廃棄物運搬車両の走行により交通事故のリスクを高めることはないと予測する。

- ・市道、町道のいずれの地点、時間帯においても、著しい交通渋滞の発生はないと予測されている。
- ・県道の交通量のピーク時間帯（7時台、17時台）には廃棄物運搬車両が走行しない。
- ・地域交通No.1において交差点を通行する歩行者の多い平日の7時台、8時台及び17時台には廃棄物運搬車両は走行していないため、廃棄物運搬車両の走行による影響はない。
- ・地域交通No.1における信号機の設置を山梨県警察に要望しており、信号機が設置された場合は、交通事故のリスクはさらに低減する。

地域交通の環境保全上の目標

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
工事中	造成等の施工	地域交通への影響については、「生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」とし、その指標として、「従道路において交通容量が不足しないこと」とした。	地域交通等に係る法律等に基づく評価の指標（環境基準等）がないことから、現況の交通状況を踏まえて、著しい生活環境への影響がないこと、現況に比べて交通事故のリスクが上がらないことを評価の目標とした。
存在・供用時	施設の稼働	通勤・通学等の歩行者への影響については、「現況に比べて交通事故のリスクが上がらないこと」とした。	

地域交通の評価の結果

評価の結果		評価	環境保全
工事期間中	<p>【資機材運搬車両の走行による影響】</p> <p>地域交通No.1では、現状で平日の7時台及び17時台に道路の交通容量を上回っていますが、この時間帯には工事関係者の通勤車両のみが走行するため、著しい交通渋滞は起こらないと考えられます。</p> <p>地域交通No.2では、渋滞は発生しないと考えられます。</p> <p>通勤・通学の時間帯には、資機材運搬車両は市道小明見上暮地線や町道池ノ頭線を通行しないよう制限するため、横断者への直接的な影響はないと考えられます。</p>	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の搬入の分散 ・ 搬入ルート of 工夫
存在・供用時	<p>【廃棄物運搬車両の走行による影響】</p> <p>地域交通No.1では、現状で平日の7時台及び17時台に道路の交通容量を上回っていますが、この時間帯には廃棄物運搬車両は走行しないため、渋滞の発生には寄与しません。</p> <p>地域交通No.2では、渋滞は発生しないと考えられます。</p> <p>通勤・通学の時間帯には、県道718号富士吉田西桂都留線では交通量のピーク時間帯（7時台、17時台）には廃棄物運搬車両は走行しないため、交通事故のリスクを高めることはないと考えられます。</p>	○	<p>【環境配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入ルート of 工夫

(4) 複数案に関する総合評価 (準備書P1193~P1198)

1. 造成工事のパターン

造成工事では、切盛土のバランスを取ることで土砂の搬入・搬出量が少なくなるため、資機材運搬車両の通行台数が減り、大気質、騒音、振動の影響が小さく、温室効果ガスの排出量は最も少なくなります。

このため、造成工事に関する設計を行う工事施工事業者に対して、極力、土砂の搬入・搬出量が少なくなる工法を誘導することで、総合的な環境影響を最小化できると評価します。

2. 煙突高さ

大気質については、煙突高さが高いほど、ごみ焼却施設の排ガスの着地濃度が低くなると予測されましたが、煙突高さによる着地濃度の差は、環境基準等の設定濃度よりも1桁以上低い濃度であるため、煙突高さによる低減効果は比較的小さいと考えられます。

景観や日照障害については、煙突が高いほど景観に与える影響は大きく、煙突高さを低くすること以外に効果的な最小化の方法はありません。

このため、大気汚染物質の着地濃度ができるだけ低くなるよう煙突高さを確保しつつ、航空法による昼間障害標識（赤白の塗装）や航空障害灯の設置が必要ない上限の、煙突高さ59mを基本とすることで、総合的な環境影響を最小化できると評価します。

複数案に関する総合評価（2）

3. 施設の配置

騒音、振動及び日照障害については、工事中の敷地境界で合棟案と別棟案との差は概ね小さいと予測されました。廃棄物・発生土については、建設廃棄物の発生量は合棟案の方がやや少ないと予測されました。景観では、施設配置の違いからくる煙突の位置違いにより影響に差があり、煙突が東側にある方が影響は小さいと予測されました。

このため、施設配置に関する設計を行う工事施工事業者に対して、煙突をできるだけ外部から目立ちにくい敷地の東側に配置することを仕様書に明記することで、総合的な環境影響を最小化できると評価します。

4. 施設の色

施設の色については、無彩色、ベージュ系、緑系、青系の4案について比較しましたが、それぞれに特徴があり、際立って影響が大きいものはないと考えられました。

施設の色や意匠に関する設計を行う工事施工事業者に対して、建物の基調色の色彩はアースカラーを基本とし、彩度を抑え、反射率も低く抑えること、また壁の分割や色分け等により目立ちにくく周辺の景観との調和が図られた設計を採用することを仕様書に明記します。さらに、完成予想パース図を提出させて景観への影響を工事施工事業者の選定の要素の一つとし、設計に関して景観への影響が最小化されるよう協議を行うことで、総合的な環境影響を最小化できると評価します。